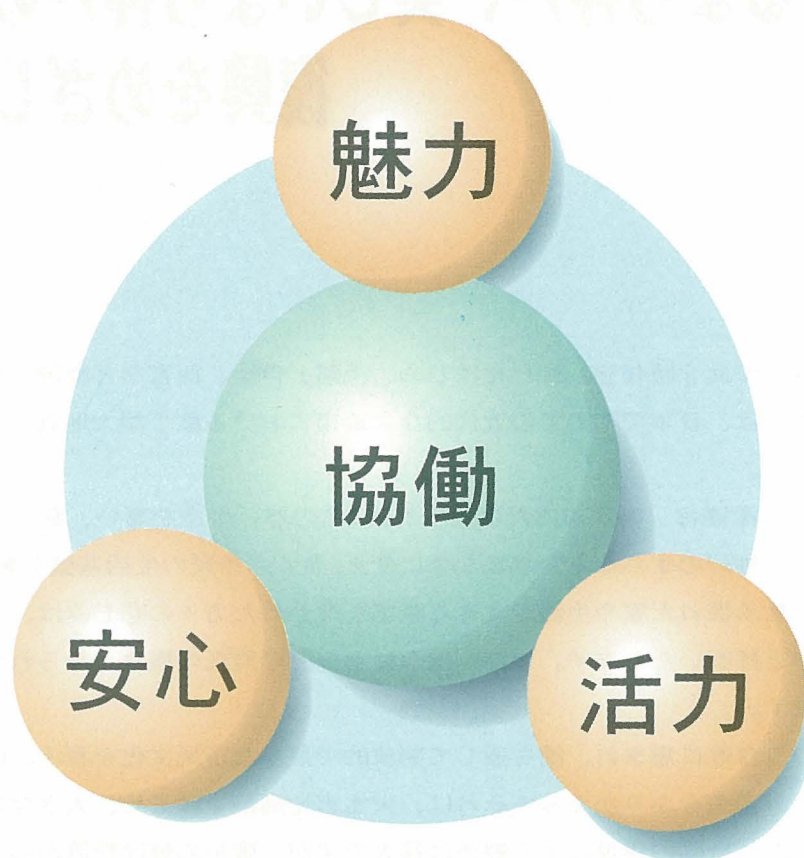


神戸市復興計画



神戸市復興計画



はじめに

～愛するまち神戸、美しいまち神戸の 復興をめざして～

平成7年1月17日、午前5時46分、神戸をはじめ、淡路、芦屋、西宮など阪神・淡路地域を襲った「兵庫県南部地震」は、日本で初めての近代的な大都市における直下型大地震であり、未曾有の被害をもたらしました。

わずか20秒あまりの激震は、神戸市内だけでも3,891名の尊い生命を奪い、私たちの先人達が営々と築いてきた美しい神戸のまちなみを無残な姿に変え、多くの市民の生活基盤を奪い去りました。愛する家族を失い、住み慣れた家や生活を支える職場を奪われた方々の悲しみは、言葉にあらわせないほど大きなものと拝察いたします。また、無念にも今回の震災の犠牲となられた方々に、心から哀悼の意を表します。

神戸は海と山という自然に恵まれ、港を通じて開放的で豊かな市民文化を育み、国際都市として発展してきましたが、過去をふりかえってみれば、大水害や高潮をはじめ、大きな災害を被ってきた都市でもありました。今回の震災による被害は甚大ですが、戦災の焼け野原から不屈の精神で立ち上がってきた先人達の労苦にも思いをおこし、これまでに培われた市民の英知と努力を結集して復興に立ち向かわなければなりません。

私たちは今回の震災で、人の思いやりややさしさの大切さを身をもって経験しました。震災直後から国や各都市・各機関だけでなく、内外のボランティアの方々をはじめ、数多くの方々に献身的であたたかい救援活動や励ましをいただきました。私たちの最も苦しく、つらいときに、全国、全世界からよせられた「がんばれ神戸」の支援にどれほど勇気づけられたことか、心から感謝する次第です。また、震災後、多くの地域では、市民同士の助け合いと冷静沈着な活動によって被害の拡大を防ぐことができました。このことは私たち神戸市民の大きな誇りであり、震災を機に強められた人と人とのつながりを大切にしながら、復興のまちづくりに生かしていかなければなりません。



神戸市では一日も早い市民生活の安定と都市機能の回復を図るために、全力をあげて取り組んでいます。そして、安全で市民が安心して暮らすことができ、同時に21世紀の国際都市にふさわしい活力と魅力を備えた都市をめざして復興を進めていきます。

幸いにも、神戸には今まで培ってきたすばらしい人材や高い水準の技術など多くの資源があります。私たち一人ひとりが力の限りを尽くし、世界の都市のモデルとなる復興を成し遂げるからこそ、多くの犠牲者と私たちの子孫、そして世界中の人々に対する使命といえましょう。

復興には長い時間と幾多の苦難が予想されます。私たちは愛するまち神戸、美しいまち神戸を私たちの手に取り戻すため全力をあげてまいります。今後とも国をはじめ関係機関、関係各位のご理解、ご支援を心からお願いしたいと思います。

最後になりましたが、市民・事業者・市の協働により今回の試練を克服し、「アーバンリゾート都市づくり」を進めることにより、市民が誇りをもって暮らせる都市、そして世界の人々から真に愛される都市として、神戸が再生していくことを確信いたしております。

平成7年6月30日

ささやまかずとし

神戸市長

笹山幸俊



神戸市 復興計画

目 次

第1章 復興の基本的考え方

- 第1節 復興への基本的課題 1
- 第2節 復興まちづくりの目標 5
- 第3節 復興計画の構成 6

第2章 目標別復興計画

- 第1節 “市民のくらし”を復興する 10
- 第2節 “都市の活力”を復興する 31
- 第3節 “神戸の魅力”を復興する 49
- 第4節 “協働のまちづくり”を推進する 63

第3章 安全都市づくり

- 第1節 基本的考え方 74
- 第2節 防災生活圏 76
- 第3節 防災都市基盤 89
- 第4節 防災マネジメント 110

第4章 市街地復興計画

第1節 基本的考え方	123
第2節 都心地域復興計画	128
第3節 東部市街地復興計画	141
第4節 西部市街地復興計画	149
市街地復興計画関連参考図	161

第5章 シンボルプロジェクト

第6章 実現に向けて

附属資料	220
------	-----

第1章

復興の基本的考え方

第1節 復興への基本的課題

1 はじめに

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、神戸市内だけでも3,891名にも及ぶ尊い人命を奪い、美しい神戸のまちを破壊した。

この震災で、多くの市民が愛する家族を失ったり、住み慣れたすまいや生活を支える雇用の場を奪われるなど、大きな打撃を受けた。また、神戸港をはじめ、道路や鉄道、^{*}ライフラインなど基幹的な都市インフラも大きな被害を受けた。さらに、神戸経済を支える基幹産業や地場産業、商店街なども甚大な影響を受けた。

この未曾有の災害を乗り越え、新しい神戸を再生するため、震災の経験から謙虚に学び、その教訓をまちづくりに生かすとともに、市民の英知とエネルギーを結集し、復興のまちづくりに取り組んでいかなければならない。

(1) 都市の機能性とゆとりとの調和

現代の都市は、多くの人々の多様なニーズに応えられるよう、すぐれて機能的にできているが、これまでの想定を上回る地震により、自然の力の前でいかに脆弱な一面をもつかを思い知らされた。特に、いわゆる^{*}インナーシティを中心とした既成市街地では、老朽木造住宅の密集や道路・公園などのオープン・スペースの不足により、被害が一層大きなものとなった。

安全は、都市に課せられた最も基本的な条件であり、都市機能の適正な配置や代替機能の確保など、都市の機能性とゆとりとの調和を図っていく。

(2) 自然の恩恵・厳しさとの共生

神戸は、海と山という自然条件に恵まれ、開港以来多くの人々が住み続けてきた魅力的な地域であったが、その反面過去に大水害や高潮、そしてこの度の震災など自然の厳しさを何度も経験してきた地域でもあった。

神戸はこれまでもみどりを保全・育成するとともに、自然との調和を図りながら都市整備を進めてきたが、今後も自然への畏敬の念を忘れず、同時に都市容量に配慮し、環境への負荷をできるだけ少なくすることにより、自然の恩恵・厳しさとの共生を図っていく。

(3) 人と人とのふれあいと交流

震災直後には、被害の甚大さにもかかわらず、市民は冷静さを失わず、お互いに励まし合いながら人命救助や避難活動を行った。その結果、震災の被害を軽減することができたが、これは、自律的な市民が豊かな市民文化を育んでいた何よりの証であり、私たちの誇りとすべきことである。今後も、人々の相互の交流を深め、市民主体の魅力あふれるまちづくりを進める。

震災後のまちでも、地域での被災者同士や外国人市民と日本人市民の助け合いなど、心温まるふれあいが数多く生まれた。また、ボランティアの献身的な救援活動や世界中の人々からの支援や励ましが、最も苦しくつらいときの私たちを支えてくれた。私たちは多くの物を失ったが、一方で人の心の大切さを身をもって知ったことは、なにものにも代えがたい貴重な財産である。

人命の尊さを胸に刻むとともに、すべての人が等しく尊重され、ともに生きる、世界に開かれた都市として、人と人とのふれあいと交流を大切にしていける。

2 基本的課題

復興にあたっては、次に掲げる項目を私たちに課せられた基本的課題として認識し、その解決に向け全力で取り組んでいかなければならない。

(1) 本格的復興に向けての市民生活と都市基盤の早期復旧

震災により家族やすまい、あるいは働く場を失うなど社会的・経済的弱者となった多くの市民の生活自立促進やこころのケアなどきめ細かい支援を行うとともに、壊滅的な被害を受けた神戸港や高速道路をはじめ都市基盤の早期復旧を図り、市民生活と神戸経済の安定を確保し、本格的復興に向けて効率的に取り組んでいかなければならない。

(2) 震災の教訓を生かした災害に強い都市づくり

この度の震災は、機能的で高度に発達した都市の脆弱な一面を浮き彫りにした。安全の確保が都市の基本的条件であることを肝に命じ、災害時でも被害を最小限にし、都市機能を確保できる災害に強い都市づくりを進めていかなければならない。

(3) すべての人が安心して暮らせる福祉社会の構築

震災の経験から、市民福祉の実現には、^{*}ノーマライゼーションの理念のもとに、すべての市民が、ともに助け合い、ともに暮らすという参加と協働による地域づくりが最も重要であることが再確認された。子どもたちも老人も障害者も外国人も、だれもが安心して暮らせる福祉社会の構築に全力をあげて取り組んでいかなければならない。また、復興の過程で、最も弱い立場に追いやられた人々が犠牲になることのないよう十分留意する必要がある。

(4) 多様性、開放性に富んだ神戸文化の復興

震災の打撃の大きさにもかかわらず、復興に立ち上がる市民の冷静な行動は、テレビ等の映像を通じて、世界の人々に伝えられ、大きな感動を与えた。また、外国人市民と日本人市民が協力して震災を克服するなど、新たな交流も生まれた。復興のまちづくりにあっても、多様な文化や価値観を認めあい、ソフトウエア（知恵）やヒューマンウエア（心）を重視しながら、生活

にゆとりとうるおいを与える神戸文化の復興とさらなる成熟を図っていかなければならない。

(5) 環境にやさしい持続的発展が可能な都市の創造

震災により劣化した環境の修復と新たな環境創造が求められている。今後、都市の容量に余裕をもたせながら成長を管理し、自然と共生する環境への負荷の少ない持続的に発展することのできる都市の創造を進めなければならない。

(6) 21世紀を先導する国際都市としての再生・復興

21世紀を目前にひかえ、単に都市機能を震災前の状態に復するのではなく、以前にもまして住みやすく、質の高い魅力あふれるまちとしての復興を図ることが求められている。神戸が培ってきた国際性や海・空・陸の総合交通拠点性を生かし、世界の人・物・情報の交流が新たな文化や産業を産みだす活力ある都市として復興しなければならない。また外国人市民にとってもさらに住みやすいまちづくりを進めるとともに、就学、医療、雇用等を積極的に支援していかなければならない。

(7) アジアのマザーポートとしての神戸港の早期復興

わが国を代表する国際貿易港である神戸港は、国内外の産業経済活動に重要な役割を果たすとともに市民生活や地域経済に大きな位置を占めており、神戸の復興は神戸港の復興なくしては考えられない。震災を乗り越え、最新鋭の港湾施設整備を推進するとともに、港の情報化や利用コストの削減努力等により国際競争力を強化し、21世紀のアジアのマザーポートづくりを進めなければならない。

(8) 情報ネットワーク社会の実現

震災直後には、電話網の混乱などにより情報の収集や伝達が円滑にいかない状況となり、水道・電気・ガス等のライフラインとともに情報の重要性が改めて認識された。今後、震災後に大きな力を発揮したインターネットをはじめ多様な情報通信手段の整備を図るとともに、^{*}マルチメディアを活用し、市民の日常生活を豊かにし、災害時にも機能する情報ネットワーク社会を先導して築いていかなければならない。

(9) 協働によるまちづくりの推進

復興の主役は、地域に住み、働く市民である。新しいまちづくりを進めていく過程でも、まちづくり協議会などの場で、市民の参加と対話を図り、市民・事業者・市がそれぞれの役割分担のもとにパートナーシップを確立し、協働のまちづくりを推進していかなければならない。

(10) ボランティア活動の支援と広域連携の推進

震災直後から、ボランティアの人々や国内外の各都市・各機関から緊急の救援活動をいただいた。この度の震災後には必ずしも円滑なボランティアの受け入れができなかったことをふまえ、今後は、これらボランティアの人々の活動を支援していくとともに、都市間協力、国際協力等広域的な協力・連携体制の整備を進めていかなければならない。

(11) 災害文化の継承と世界への貢献

この度の震災の経験や教訓を風化させることなく、私たちの子孫や世界の人々に正しく伝えていくことは、私たちの使命といえよう。また、先駆的な国際防災モデル都市として復興を成し遂げるにより、世界の人々の温かな励ましに応えていかなければならない。

第2節 復興まちづくりの目標

神戸は開港以来、みなととともに発展してきた。自然の恩恵を受け、また、いくたびかの災害に見舞われながらもそれを克服し、自然の厳しさと共生しながら営々と都市づくりを続けてきた。みなとを通じて産業を興し、外国と交流し、国際色豊かな独自の文化を育み、開放的でファッション性に富んだ魅力あるまちとして市民や訪れる人々に親しまれてきた。また、これまでの都市づくりを継承・発展し、快適な都市環境の中で人間性豊かな生活が楽しめるまち、すべての人が住み続けたい、また訪れてみたいまち―「^{*}アーバンリゾート都市づくり」を推進してきた。

不幸にして、このたびの震災では神戸の市民生活と都市基盤は大きな打撃を受け、目の前には復興に向けての課題が山積している。しかし復興にあたっては、単に震災前の姿に戻すにとどまることなく、震災の経験や教訓を生かし、より安全で快適な、にぎわいと魅力あふれるまちをめざし、「アーバンリゾート都市づくり」に資する復興を進めていくことが重要である。

復興にあたってはまず、震災により大きな被害を受けた市民生活の早期再建を図らなければならない。また、再びこのような災害があっても、人命を守り、被害を最小限に食い止める安全な都市基盤づくりを進めるとともに、保健・医療・福祉の充実、地域福祉活動の推進等によりやさしさとぬくもりのある地域社会づくりを進め、「安心」して暮らすことができるまちをつくりあげることが不可欠である。

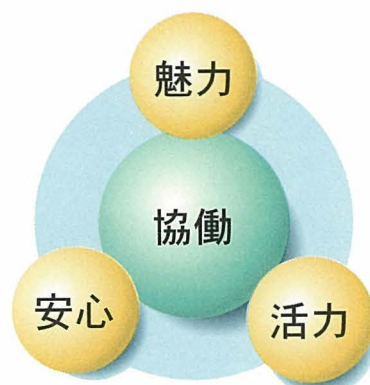
「安心」を支える「活力」も都市にとって重要な要素である。人・物・情報の交流を促進し、人々の英知とエネルギーを結集して神戸の復興を進め、さらなる発展をめざす必要がある。

また、神戸は自然環境、国際性や進取の気風、まちづくりの歴史など、多様な文化、資源、人材を有している。このような神戸の特長を最大限に生かし、愛着と誇りのもてる「魅力」あふれるまちをつくりあげていくことが復興を進めていく上で重要である。

復興のまちづくりは市民・事業者・市がそれぞれの役割分担のもとに「協働」によって進めるものである。復興計画では復興を進める上で確保すべき最も基本的な要素である「安心」「活力」「魅力」「協働」の4つを目標に掲げ、未来に誇れる新しい神戸の創造をめざし、復興まちづくりを推進する。

復興まちづくりの目標

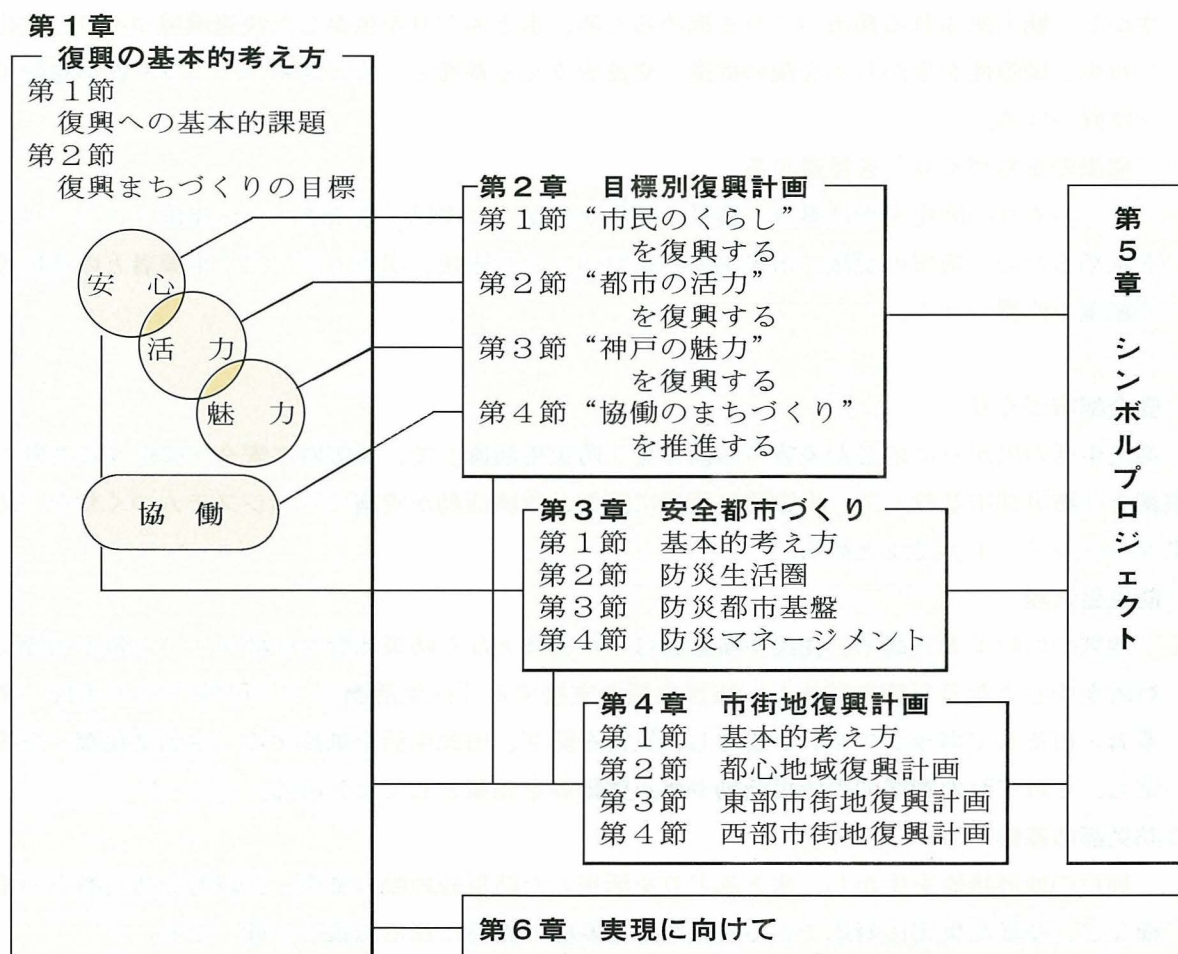
- 安心して住み、働き、学び、憩い、集えるまち
- 創造性に富んだ活力あるまち
- 個性豊かな魅力あふれるまち
- とともに築く協働のまちづくり



第3節 復興計画の構成

1 復興計画の構成

復興計画では、第1章「復興の基本的考え方」で基本的課題や復興まちづくりの目標を示し、第2章「目標別復興計画」で目標別の施策展開をまとめ、第3章「安全都市づくり」で安心して暮らせる都市づくりを進めるための施策を位置づける。また、被災が激しく総合的に復興まちづくりを展開する必要がある地域について、特性に応じたまちづくりの方向を第4章「市街地復興計画」にまとめる。さらに、復興のまちづくりを進めていく上でシンボルとなるものを第5章「シンボルプロジェクト」に位置づけ、最後に復興計画を実現していく上での課題を第6章「実現に向けて」にまとめる。



(1) 目標別復興計画

相互の関連を考慮しながら「安心」「活力」「魅力」「協働」の視点から施策を位置づける。

○ “市民の暮らし” を復興する

被災を受けた市民生活の再建と安定、シビルミニマムの回復・向上の視点から、居住の安定の確保、住環境の整備、保健・医療・福祉の充実、教育の再建、消費の安定等の施策を位置づける。

○ “都市の活力” を復興する

産業の早期復旧を支援し、将来の神戸を支える産業の高度化や新産業の誘致・育成等を推進するための施策、市民生活や経済活動を支える基盤として港湾、交通ネットワークの整備等を位置づける。

○ “神戸の魅力” を復興する

海や山などの恵まれた自然環境、国際性や進取の気風、培われてきた文化など神戸の個性を生かし、魅力あふれる都市づくりを進めるため、水とみどりを生かした快適環境づくり、文化の再生、国際性を生かした交流の促進、交流を支える基盤としての情報ネットワークの整備等を位置づける。

○ “協働のまちづくり” を推進する

まちづくりの歴史を受け継ぎ、震災の教訓を生かして市民・事業者・市が協働のまちづくりを進めるため、情報の交流、市民主体のまちづくりの支援、ボランティアや事業者との連携等の施策を位置づける。

(2) 安全都市づくり

市民生活の広がりに応じた災害への備えを「防災生活圏」で、災害時に安全を確保する空間の整備を「防災都市基盤」で、災害時に円滑に防災、救済活動が実施できるシステムづくりを「防災マネジメント」でまとめる。

○ 防災生活圏

地域での防災力を高め、住民や事業者自らが主体となり防災活動を展開する「近隣生活圏」、行政が中心となり災害を防止し、市民生活を支援する「区生活圏」、その中間であり市民・事業者・市そしてボランティアが協力し、災害を防ぎ、市民生活を維持する「生活文化圏」を設定し、それぞれの圏域での防災活動や拠点整備等を施策としてまとめる。

○ 防災都市基盤

神戸の地形特性を生かし、水とみどりを活用した防災緑地軸の整備、広域的な防災拠点の整備など、多様な災害に対応できる安全な都市基盤の整備に係る施策を位置づける。

○ 防災マネジメント

緊急時の情報活動や防災活動、救援・復旧活動等を迅速・円滑に推進するための情報システムや連携体制、マネジメント、国際協力やボランティアとの連携等に係る施策を位置づける。

(3) 市街地復興計画

被災が激しく、復興まちづくりを総合的に進める必要がある地域として「震災復興促進区域」を「都心地域」「東部市街地」「西部市街地」の3つに分け、それぞれの特性に応じたまちづくりの方向をまとめる。その中で、特に地域の復興を牽引していく事業を「復興プロジェクト」として位置づける。

(4) シンボルプロジェクト

復興のための様々な施策の中から重点的・総合的に進めるべきものを抽出し、特に緊急かつ重要なもの、神戸の復興を先導するもの、新しい神戸の復興を象徴するものとして、17のシンボルプロジェクトを位置づける。

(5) 実現に向けて

復興計画の効率的で円滑な遂行により、21世紀の国際都市神戸にふさわしい復興を図るため留意すべき事項を実現に向けての課題としてまとめる。

2 復興計画の位置づけ

(1) 復興計画の目的と目標年次

復興計画は2005年（平成17年）を目標年次とし、新しい神戸の復興をめざす。特に緊急性の高い事業については、早期に重点的に実施し、効率的な神戸の復興を推進する。

復興計画は、震災からの復興を総合的・効率的に推進することを目的とし、市域全域を計画対象地域とする。

(2) 総合基本計画等との関係

復興計画を推進するにあたっては、長期的・総合的な指針である総合基本計画に基づき実施する必要がある。

第4次基本計画に関しては平成7年1月13日に神戸市総合基本計画審議会より答申を受けており、復興計画の策定を受けて、平成7年9月を目途に最終確定する。

また、区別計画についても、今回の震災による状況・課題の変化を十分に考慮し、区民の意見を聞きながら、区におけるまちづくりの総合的な指針として、また区民との協働のまちづくりを進める指針として確定作業に着手する。

また、専門的な見地からより詳細な検討が必要な分野については、復興計画の策定と並行して委員会等を設置し計画の検討を進めており、これら分野ごとの検討を踏まえ主要な施策を復興計画に盛り込んでいる。

(3) 国、県等との連携

国においては「阪神・淡路復興対策本部」を設置するとともに、関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援など総合調整を要する事項について意見を述べることを目的とした首相の諮問機関である「阪神・淡路復興委員会」が置かれている。

また、県においては被災した10市10町の区域を対象とする復興10カ年計画を策定することとしている。

神戸市としては、被災した都市として復興への課題や取組状況等を積極的に情報発信するとともに、国、県をはじめ関係機関とも協議しつつ、復興に向けて効率的な事業の推進を図っていくこととする。

第2章

目標別復興計画

第1節 “市民の暮らし”を復興する

現状と課題

震災により多くの住宅が失われ、教育・医療・福祉施設、市場・商店街等も甚大な被害を受けた。また、被災にともなう新たな保健・医療・福祉などの幅広いニーズが発生し、これまで積み上げてきた市民生活の最低水準も一部では確保されない状況が続いている。

早期に都市生活の基礎的条件を確保するとともに、すべての市民にとって安全で快適な住宅・住環境づくり、ふれあいのある福祉のまちづくりを進め、震災の教訓を生かした新たな生活様式による豊かな心を育む暮らしを実現していく必要がある。

方針

- (1) 住宅の大量供給、保健・医療・福祉サービスの回復等により、早急に生活の安定を図る。
- (2) 住宅整備、福祉の充実、市場・商店街の再生等のまちづくりを一体的に進める。
- (3) 新たな需要に応じてきめ細かい保健・医療・福祉サービスを提供する。
- (4) 震災の経験を生かした教育・消費生活の実現を図る。

施策

1 良質な住宅の確保

(1) 良質な住宅の早期大量供給

今回の震災により多くの市民がすまいを失い、その緊急対策として応急仮設住宅を建設してきた。一日も早くすべての市民が安定した住生活を送れるように、良質な住宅を早期に大量に供給する。市をはじめ県、公団、公社等による公的住宅の供給を、建設期間の短縮化や低コスト化を含めて推進するとともに、民間活力の積極的な活用により大量の住宅供給を図る。また、地価を顕在化させない住宅供給手法や輸入住宅の導入等についても検討していく。

住宅供給にあたっては市域全体の住宅地を有効活用し、^{*}震災復興促進区域においては東部新都心、新長田、六甲等の^{*}重点復興地域を中心に住宅供給を行い、六甲アイランドや西神ニュータウン、学園南団地等の新市街地においても住宅地整備を進める。

主な施策

神戸市震災復興住宅整備緊急3カ年計画		
平成6年度以前からの既着工分等が約1万戸、平成7～9年度の着工分が約7万2千戸、計約8万2千戸を3カ年で供給する。		
公的住宅の供給	災害公営住宅の建設や一般公営住宅の再建を推進する。 *住宅市街地総合整備事業等による受皿住宅の整備や改良住宅の建設・再建を行う。 良質な民間住宅を借上方式などにより公的な賃貸住宅として供給する。 住宅・都市整備公団、住宅供給公社による住宅供給を推進する	・公営住宅の供給 (10,000戸) ・再開発系住宅の供給 (4,000戸) ・*特定優良賃貸住宅の供給 (10,500戸) ・公団、公社による住宅の供給 (15,900戸)
民間住宅の供給	各種の事業や支援制度により、市民の自力再建や民間事業者による住宅建設の促進を図る。	・民間住宅の供給 (31,600戸) (うち公的助成 4,600戸)

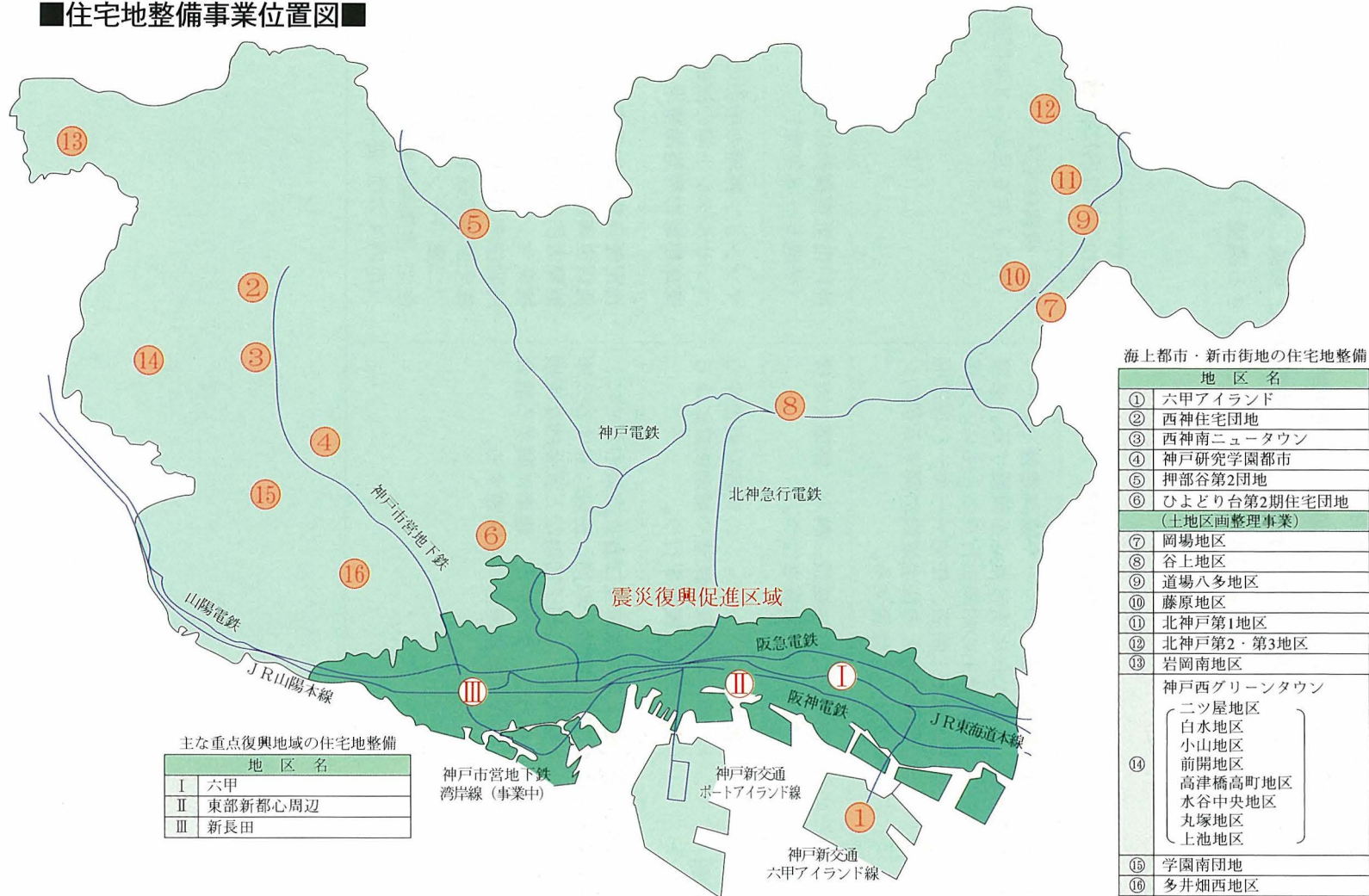
(2) 高齢者等に対する住宅の支援

高齢者等の多様な住宅需要に対応し、安全で快適に生活できるような設計・設備の住宅の普及に努め、地域社会で安心して生活が送れる福祉サービス等に配慮した住宅を供給する。また、高齢者等に対する良質で低廉な民間賃貸住宅の供給支援のため、家賃補助制度等の検討を行う。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
高齢者、障害者等のための住宅供給	多様な住宅需要に応えるため、高齢者・母子・障害者世帯、留学生等に配慮した住宅を供給する。	・公的住宅の積極的供給 ・民間による供給の誘導

■住宅地整備事業位置図■



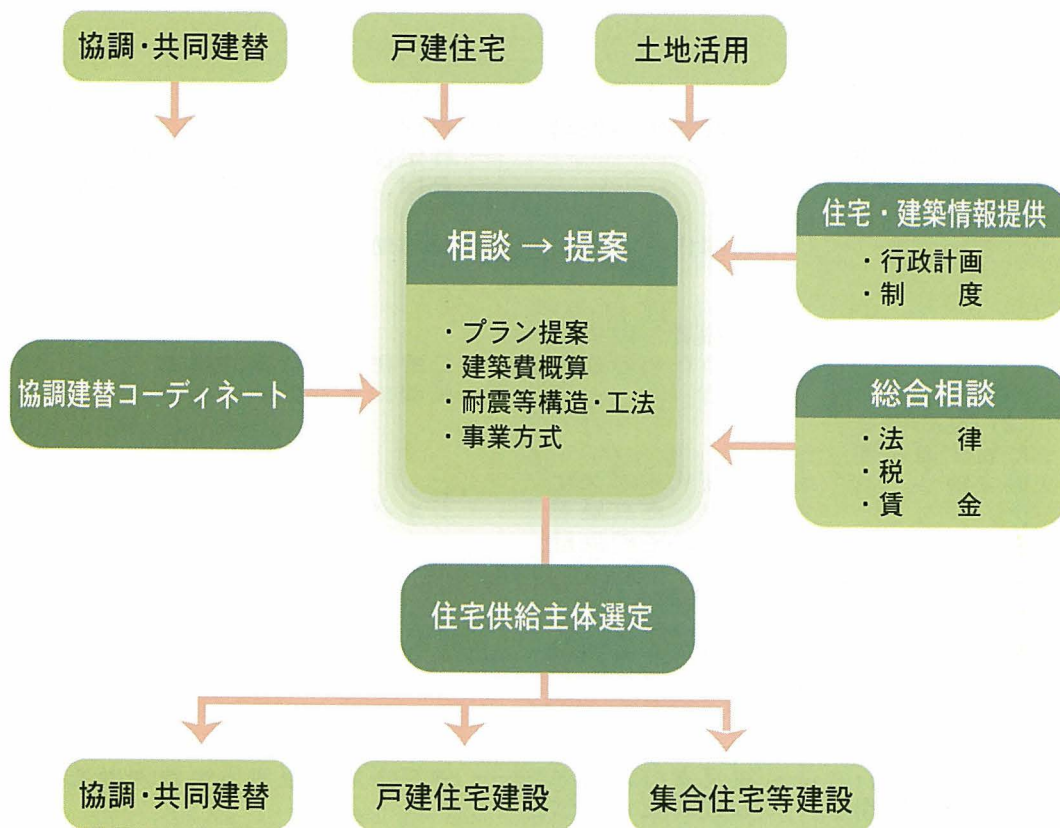
(3) 住宅の自力更新、取得、建設等の支援

被災者自らが行う住宅再建や住宅の取得等を積極的に支援するとともに、新たな住宅建設を支援することにより住宅供給を促進する。また、情報提供、相談、資金援助等の支援を総合的に行うことにより、市民が住宅建設を円滑に行うことのできる環境づくりを行う。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
再建へ向けた住宅情報拠点の設置	防災すまいづくりや協調建替をテーマとした住宅情報拠点を設置する。必要な設計上の相談を行うとともに、市民と地元工務店、住宅メーカー、民間開発業者等との住宅建設に関する契約システムを整備する。	・神戸・復興住宅メッセ (平成7年6月から3年間開催)
被災者のための融資制度	被災者の住宅建設、購入、修繕を支援するための融資を行う。	・神戸市災害復興住宅特別融資制度 (平成6～8年度)
マンションの再建支援	被災したマンションの建替を促進するため、専門家の派遣や補助制度による資金的な支援等を行う。	・マンション再建の手引の作成 ・コンサルタント等の派遣 ・優良建築物等整備事業
阪神・淡路大震災復興基金による住宅対策 (平成7～9年度 県下)	被災者の救済及び自立支援のために、住宅の建替、取得、建設に対する公庫融資等への利子補給など資金的な支援を行う。また住宅・建築に関する総合的な相談指導窓口を開設する。	・特定優良賃貸住宅支援 ・災害復興住宅取得支援 ・被災者住宅再建支援 ・被災マンション建替支援 ・民間住宅共同化支援 ・住宅債務償還特別対策 (二重ローン対策) ・住宅・建築総合相談指導事業 (市内4カ所 窓口開設)

■神戸・復興住宅メッセ■



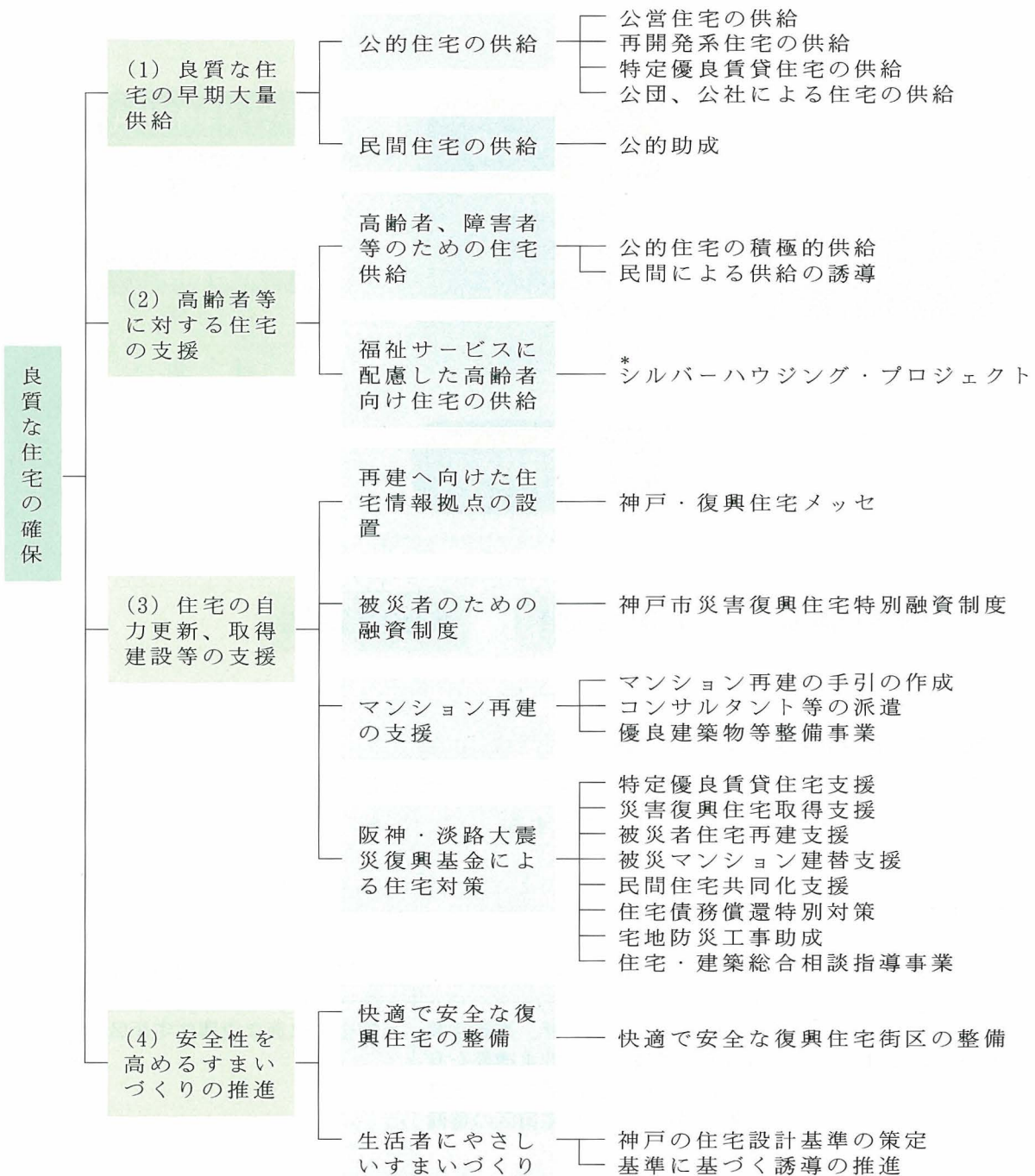
(4) 安全性を高めるすまいづくりの推進

震災による教訓を生かし、災害に強いすまいづくりを推進するとともに、日常生活における身近な安全性を高めるすまいづくりを誘導する。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
快適で安全な復興住宅の整備	耐震性や防火性を向上させ、避難空間となる広場や備蓄倉庫、貯水槽等を有して、自立性を高め、高齢者にも配慮した復興の規範となる住宅街区の整備を行う。	・安全で快適な復興住宅街区の整備（着手）
生活者にやさしいすまいづくり	安心して住み続けることができるように、住宅の設計・設備についての基準を策定し、良好な住宅ストックの形成を図る。	・神戸の住宅設計基準の策定 ・基準に基づく誘導の推進

施策の体系



2 地域特性を生かした住環境の整備

(1) 被災市街地における住宅・住環境整備の推進

甚大な被害を被った市街地の住宅・住環境を早急に整備するため、「神戸市震災復興緊急整備条例」に基づき、震災復興のための事業等の整合を図り災害に強いまちづくりを進める必要のある区域として「震災復興促進区域」（約5,887ha）を指定し、その内特に緊急かつ重点的に都市機能の再生、基盤整備、住宅供給を行うべき地域を、それぞれ整備目標を定めて「重点復興地域」（約1,225ha 24地域）として指定している。重点復興地域においては各地域ごとの整備目標の達成のために、様々な事業制度や誘導手法を活用してまちづくりを積極的に推進する。震災復興促進区域では住民のまちづくりへの取り組みを専門家の派遣等により積極的に支援していき、まちづくりの気運が高まった地域については順次重点復興地域に指定していく。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
重点復興地域等における主な整備事業	災害に強い良好な市街地を形成するため、公園、道路等の公共施設の整備など面的な整備を行う。 公園や道路などの公共施設を整備するとともに、再開発ビルを建設して街区の不燃化・高度化を図る。 良好な住宅の供給、居住環境の改善及び都心機能の更新のため、市街地住宅の建設及び道路、公園等公共施設の整備を総合的に行う。 老朽住宅等の密集地区において建替を促進し、良好な市街地住宅の整備と住環境の整備を総合的に実施する。	・ [*] 土地区画整理事業 （6地区推進、6地区着手） （うち5地区完成） ・ [*] 市街地再開発事業 （7地区推進、3地区着手） （うち7地区完成） ・住宅市街地総合整備事業 （8地区推進） （新規地区の検討） ・ [*] 密集住宅市街地整備促進事業 （9地区推進） （新規地区の検討）

(2) 地区・街区単位でのすまいづくりの実践

地域の特性や課題に応じたきめ細かい住環境整備や、街区単位での共同化・協調建替を推進し、良好な住宅と魅力ある住環境を一体的に整備する。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
インナーシティにおける長屋などの建替促進	所有者等の合意によるルールが定められた街区に対し、建ぺい率、容積率、道路斜線等の合理化を行い、良好な建替を支援する。	・*インナー長屋街区改善誘導制度の積極的活用
地域特性を生かしたすまいづくり	市街地・住宅の復興にあたり、そのビジョンとなる地域住宅像を*HOPE計画（地域住宅計画）に位置づけるとともに、「いきいき下町推進協議会」活動等の積極的展開を図る。	・いきいき下町推進協議会活動等推進事業の展開



(3) 市民の主体的なまちづくり活動の支援

市民が主体的にすまいづくり・まちづくりを行えるよう、情報提供、相談窓口の設置、専門家の派遣等多様な支援を行う。また、狭小住宅や複雑な権利関係など地域が抱える様々な問題を乗り越えてまちづくりが進められるよう支援していく。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
まちづくり専門家の登録・派遣	まちづくりや共同・協調建替等に関する全国の専門家の人材登録、地域派遣を行う人材センターを、まちづくりセンター内に設立する。	・こうべすまい・まちづくり人材センターの設立
すまい・まちづくり支援のための基金の設置	まちづくりセンターを中心にした、コンサルタント派遣等のすまい・まちづくり活動への支援を行うファンド（基金）を設立する。	・すまい・まちづくりファンドの設立

(4) 安全で快適な生活環境の確保

誰もが住みやすく、子ども、高齢者、障害者、外国人等すべての人にやさしいまちを実現するため、くらしを取りまく生活環境の安全性・快適性の向上に努める。また、住宅と商店等の一体的な整備を進めるなどくらしやすい生活環境をつくる。さらに、地区計画、建築協定を積極的に活用し、良好な市街地環境、美しい都市景観の形成を図る。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね５年以内に実施する事業
高齢者・障害者・児童などにやさしいまちづくりの推進	高齢者・障害者・児童などにやさしいまちを目指して、駅や道路など身近な都市施設を利用しやすいように整備していく。また、規則や融資制度を活用して、利用しやすい大規模商業施設等の整備を推進する。	・鉄道駅舎のエレベーター設置（推進） ・歩道橋・地下道のスロープ化 エスカレーター・エレベーターの設置（推進） ・神戸市民の福祉をまもる条例に規定する都市施設の整備に関する規則の活用 ・都市施設整備推進資金融資の活用
生活道路等の安全性・快適性の向上	通過交通を少なくし車の速度を抑えるよう車道を蛇行させたり歩道を拡げ、歩行者が安全に通行できるように整備する。 歩道を拡げカラー舗装とし街路樹や照明灯を設ける等、地域に親しみとうるおいをもたらす道路を整備する。 すべての歩行者にわかりやすい案内標識を整備する。	・コミュニティ道路の整備（推進） ・プロムナードの整備（推進） ・案内標識の整備（推進）
みどり豊かなうるおいのある住環境づくり	安全で快適な住環境を創出するため、公園・広場の整備や緑化の推進に努める。	・近隣公園・街区公園の整備（推進） ・街角広場等の整備（推進） ・防災緑化重点地区の形成（４地区）

施策の体系



3 保健・医療・福祉の充実

(1) 生活自立の支援

震災によって生活基盤を失った人の自立を支援するため、住宅の確保、産業基盤の早期復興を図る一方、相談体制の充実や就業機会の確保に努める。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
緊急相談体制の確立	家屋の喪失や、生活基盤を失った人の自立を支援するため、市民相談など、相談体制の整備を行う。	・自立支援のための市民相談の拡充 ・仮設住宅入居等に伴う相談体制の整備
被災者の雇用支援	被災者の雇用を推進するため、職業能力開発等の推進や、新たに被災者を雇用する被災地内企業に対し奨励金を支給するなど雇用の推進を図る。	・職業能力開発・勤労者福祉支援拠点整備構想の推進 ・復興基金による被災者雇用奨励金の支給 ・復興基金による雇用維持奨励金の支給

(2) 保健事業の充実

震災で必要性が増大したこころのケアなど健康づくりのための窓口や、食中毒等の未然防止で機能をはたした保健所をさらに充実するとともに、21世紀の都市における健康づくりのモデルを、WHO神戸センターを核として構築する。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
こころのケアの充実	震災による被災者のこころの不安を解消するため、こころの健康相談など、こころのケアの充実を図る。	・3歳児童健診における「こころの相談コーナー」の設置 ・児童こころの相談110番の開設 ・「心の悩み相談」の拡充 ・復興基金による地域こころのケアセンターの設置（6カ所・完成） ・精神保健相談・訪問指導の充実

保健事業の充実	仮設住宅や在宅の被災者等の健康状態の安定を図るため巡回健康相談や食生活改善指導を行うとともに訪問指導・訪問看護などのサービスを提供する。	・巡回健康相談・指導、食生活改善指導などの実施 ・仮設住宅入居者を対象とした巡回総合健康相談の実施 ・[*]訪問看護ステーションとの連携強化
WHO神戸センターを核とした交流拠点ゾーンの整備	市民の保健事業を充実するためその核となるWHO神戸センターの受け入れ体制の整備を行うとともに、保健福祉関連機関等の誘致の核としても活用する。	・WHO神戸センターの受け入れ体制の整備 (完成) ・看護交流センターの誘致 ・保健・福祉に関する高等教育機関・研究機関の誘致

(3) 医療の充実

震災で被害にあった民間病院の再建支援を行うなど、医療施設の復興を図るとともに、地域における「^{*}かかりつけ医」の推進、行政機関・医療機関の相互連携強化などにより、災害時でも対応できる医療体制を確立する。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
行政機関・医療機関の相互連携の強化	災害時も含めた市民への医療サービスの向上を図るため、被害状況、医療情報の一元化を図るなど、行政機関と医療機関または医療機関相互の連携強化を推進する。	・病院と診療所連携や病院相互の連携の推進 ・[*]広域災害医療情報ネットワークへの参加
被災した病院の再建	被災した西市民病院を高齢者などへの総合診療にも対応する病院として再建する。	・西市民病院の再建 (完成)
災害時に拠点となる医療施設の誘致	災害時に情報、医療品、スタッフなどの拠点となる耐震構造を持った病院を誘致する。	・災害医療センターの誘致

(4) 新たな福祉ニーズへの対応

在宅福祉の基盤である生活の場の喪失や、家庭・地域環境の変化による介護・養育機能の低下や負傷、心身機能の低下など、震災により生じた新たな福祉需要に対応するため、福祉施設の早期復旧を図り、要援護者への従来のサービスの拡充、必要な新たなサービスを実施し、生活全体の安定を図る。同時にサービスを支える施設の計画的整備と福祉人材の育成を行う。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
在宅福祉サービスの拡充	震災によって新たに発生した福祉ニーズに対応するため、実態調査に基づき [*] デイサービス、 [*] ショートステイ、 [*] ホームヘルプサービス等、在宅福祉サービスの拡充を行う。	・高齢者・障害者ホームヘルプサービスの拡充 ・高齢者・障害者デイサービスの拡充 ・高齢者・障害者ショートステイの拡充 ・特別保育の拡充 等
施設福祉サービスの拡充	被災した施設福祉の復旧を図るとともに、新たに発生したニーズに対応するため、福祉施設サービスの拡充を図る。	・[*]特別養護老人ホームの緊急整備 ・在宅支援センターの整備 ・在宅障害者福祉センターの整備 等
社会参加の促進	災害時に要援護者に対して、外出支援や適切な情報提供を行い生活の安定を図る。	・重度障害者外出支援事業の充実 ・コミュニケーション確保事業の充実 ・人にやさしい情報提供の仕組みづくり
福祉人材の確保	被災時にも活躍できる福祉人材の確保をするため、人材の育成を推進するとともに拠点となる施設の機能強化を図る。	・市民福祉大学などでの人材育成 ・市民福祉人材センターの機能強化
福祉施設の防災体制の整備	災害時に要援護者等を援護するため福祉施設での避難所等の機能付加や容易な情報システムの確立を推進する。	・福祉施設の防災拠点化 ・人にやさしい情報提供機能の整備 ・要援護者の情報提供のシステム化
災害発生時の対応と広域的な協力体制の強化	災害発生時の対応力の強化を図るとともに、広域的な都市間協力の推進を図る。	・防災マニュアルの整備 ・災害時での都市間協力体制の強化

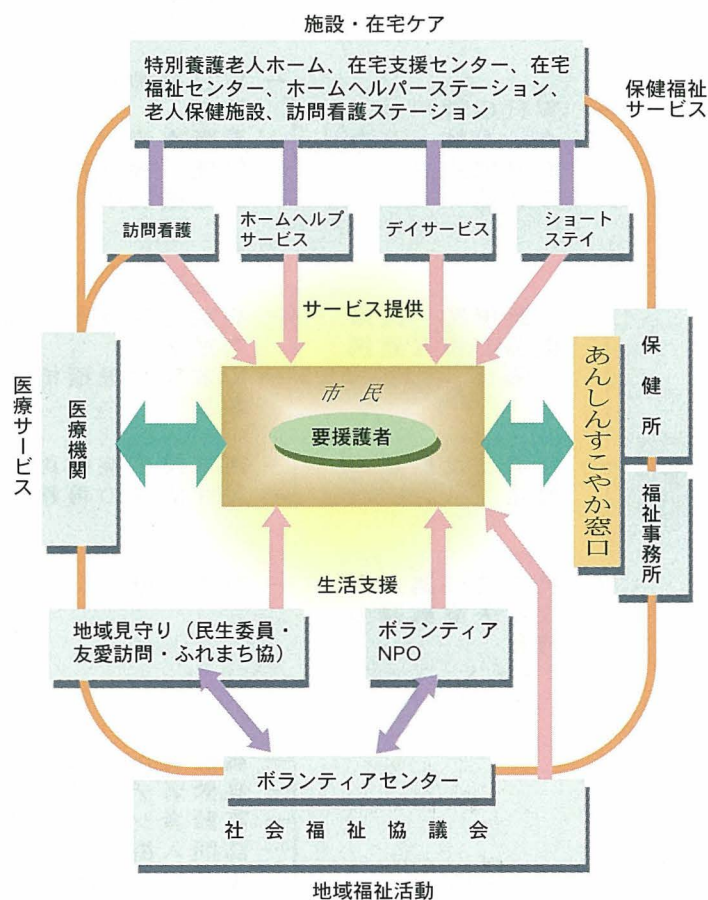
(5) 保健・医療・福祉の連携強化

震災により、要援護者の生活の場も変化していくことに対応し、保健所、医療機関や福祉事務所での対応を効果的に行うため要援護者に関する情報の共有化をはじめとする、より一層の連携の強化を進め、医師会等の協力も得て、早急に地域ケアネットワークの形成を図る。

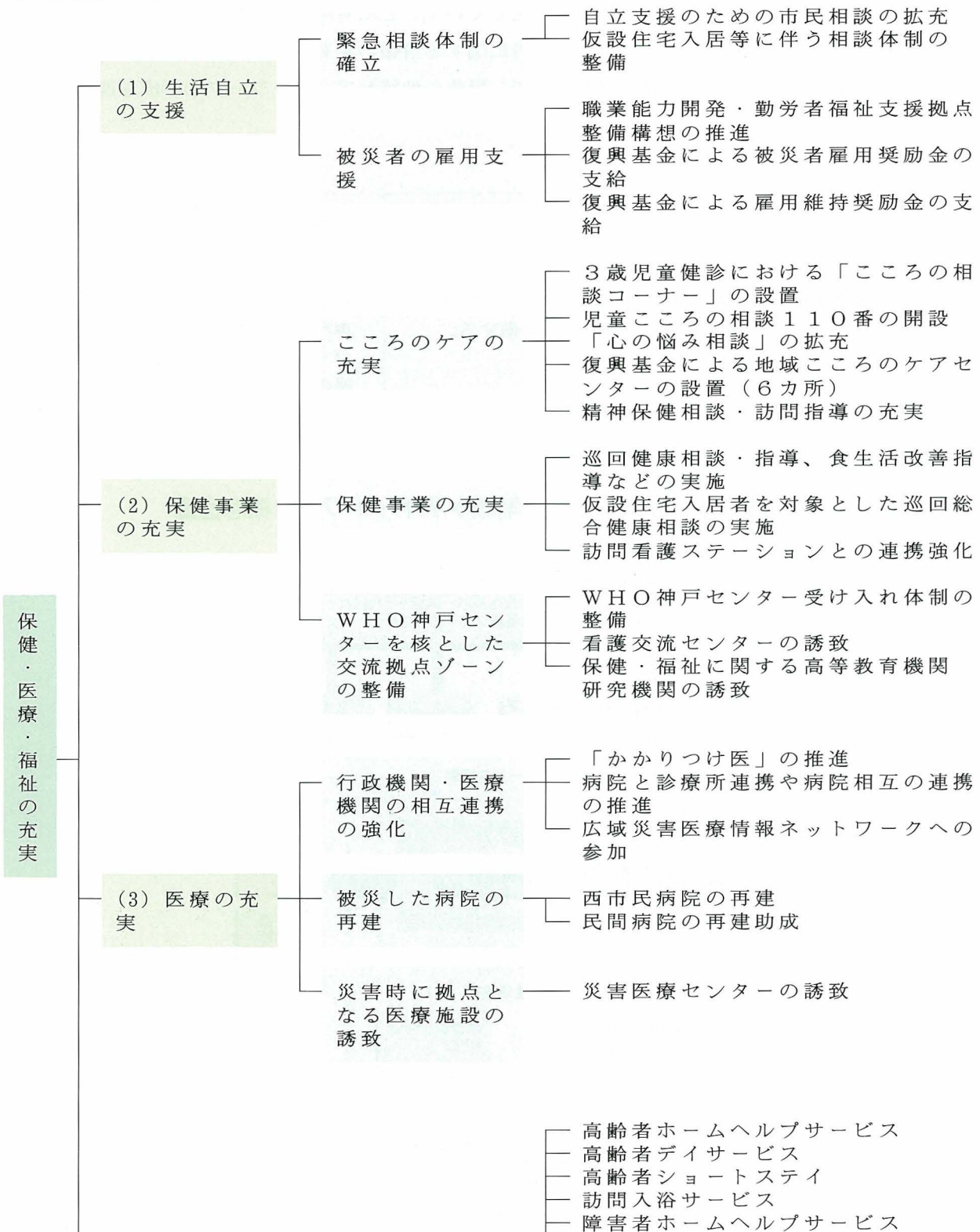
主な施策

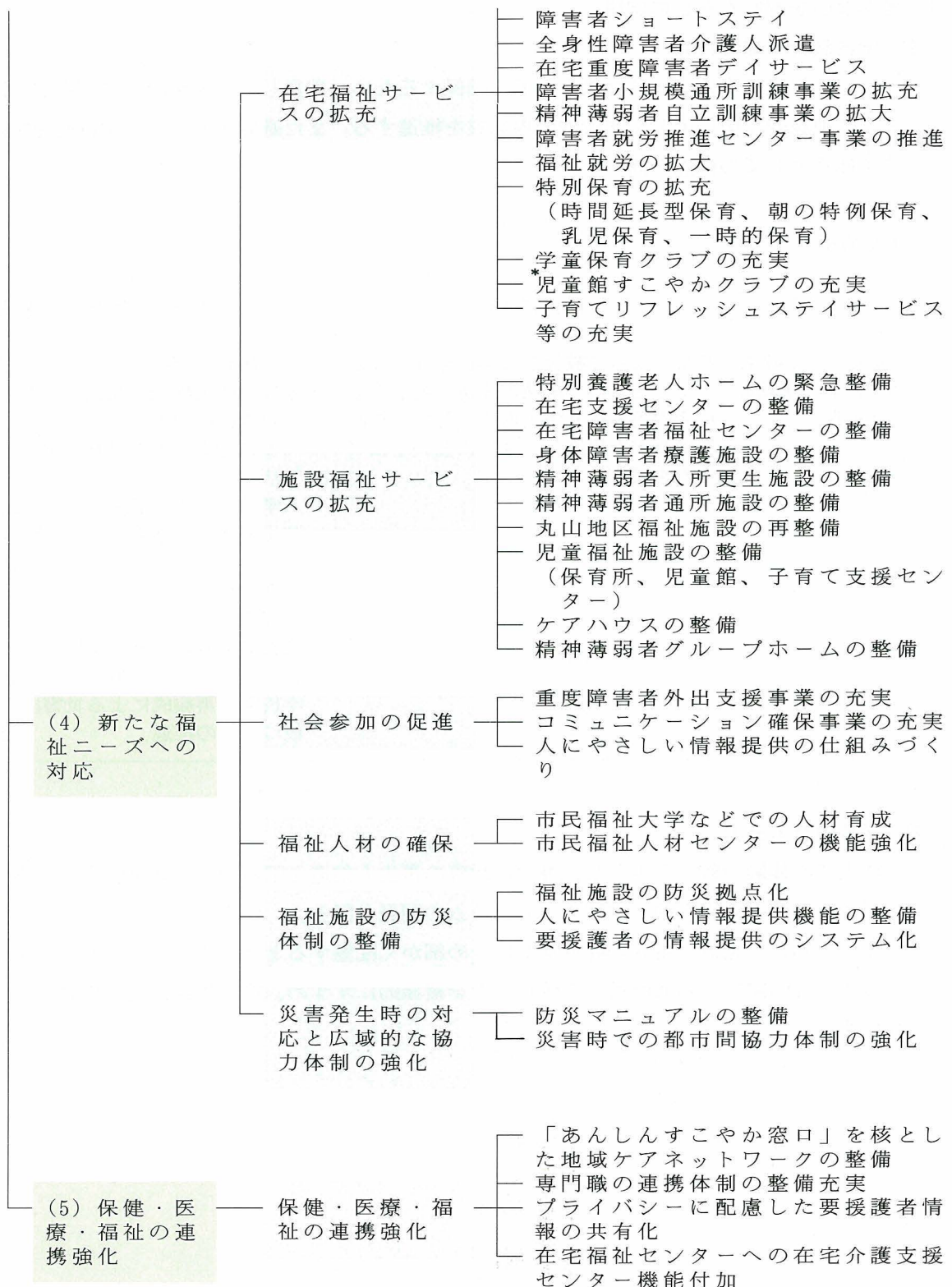
施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
保健・医療・福祉の連携強化	保健・医療・福祉の連携を進めるため、要援護者に関する情報の共有化等の地域ケアネットワークを整備する。	・「あんしんすこやか窓口」を核とした地域ケアネットワークの整備 ・専門職の連携体制の整備充実 ・プライバシーに配慮した要援護者情報の共有化 ・在宅福祉センターへの在宅介護支援センター機能付加

■保健・医療・福祉の地域ケアネットワーク概念図■



施策の体系





4 豊かな心を育むくらしの実現

(1) 学校教育の場の再建

幼児・児童・生徒の十分な教育の場を確保するため、被災した学校施設の早期復旧を図るとともに地域の実情に応じた学校園の再編成を推進する。また避難所としての学校整備を図り、防災拠点としての機能を高める。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
被災した学校園の整備と再編成の推進	震災によって被災した学校施設を復旧するとともに、地域の実情に応じた学校園の再編成や防災拠点としての施設整備などを推進し、災害に強い学校づくりを図る。	・学校施設の復旧 (完成) ・学校の防災機能の強化 (耐震性の向上) (多目的ホールの設置・空き教室の活用) (学校プールの活用) (着手) ・防災公園と一体となった学校整備 (着手) ・各学校へのマルチメディアパソコンの導入 (完成) ・災害にも対応できる学校でのパソコンネットワークの整備 (着手) ・学校園の再編成による災害に強い学校づくりの推進 (着手)

(2) 学校教育の充実

震災での体験や教訓を生かし、神戸の教育の再生と創造を図るため、防災教育の充実や、地域の特性に応じた総合的な学習カリキュラムの開発を図る。

また、幼児・児童・生徒の健康状態にきめ細かく配慮するとともに、こころのケアを充実するため、専門家による教職員への研修などを積極的にすすめ、電話相談、巡回指導を一層充実強化する。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
震災体験を生かす教育	震災体験を生かした教育を充実するため、防災教育のための教材作成やカリキュラム化、地域学習や、パソコンネットワークを利用した情報教育を推進するとともに、人権教育、国際理解教育等の、一層の推進を図る。	・震災体験副読本の作成 ・震災記録集の作成 ・防災教育のカリキュラム化 ・地域学習の推進 ・パソコンネットワークを利用した情報教育の推進 ・人権教育、国際理解教育の推進
学校園における幼児・児童・生徒のこころのケアの充実	被災した幼児・児童・生徒のこころのケアを充実するため、「心のケア相談室」の開設、学校巡回相談や、教職員への研修を行う。	・「心のケア相談室」の開設 ・医師、臨床心理士等による学校巡回相談 ・教職員への研修

(3) 地域での生涯学習の推進

地域での生涯学習を通じたコミュニティ育成という視点から、地域社会の核としての「開かれた学校づくり」を目指すとともに、地域の歴史・文化・行事・防災等について学習する機会の拡充を図る。また地域活動のリーダーや調整役となる人材の発掘・養成を進める。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
生涯学習活動の充実	学校開放管理者、地域の学習グループのリーダー等が日頃の生涯学習活動で培った学校との連携、人と人とのつながりは、今回の震災においても、避難所や移動市民図書室の運営をはじめ、多くの面で生かされた。そこで、地域づくりにつながる学校を核とした生涯学習事業の一層の充実を図る。	・社会教育施設の復旧 ・学校開放事業の推進（小学校全校開放） ・地域社会との連携強化 ・学習機会の提供、学習成果の共有化 ・自主学習グループへの助成 ・人材情報システムづくり ・自主防災訓練の実施
地域活動リーダー・ボランティアリーダーの育成	災害に強いコミュニティづくりを推進するため、地域活動を中心となって行うリーダーの育成を推進する。	・学習リーダー研修の実施 ・生涯スポーツ主事等スポーツリーダーの育成 ・まちづくり推進員の充実 ・青少年活動リーダーの育成

(4) 安心できる消費生活の実現

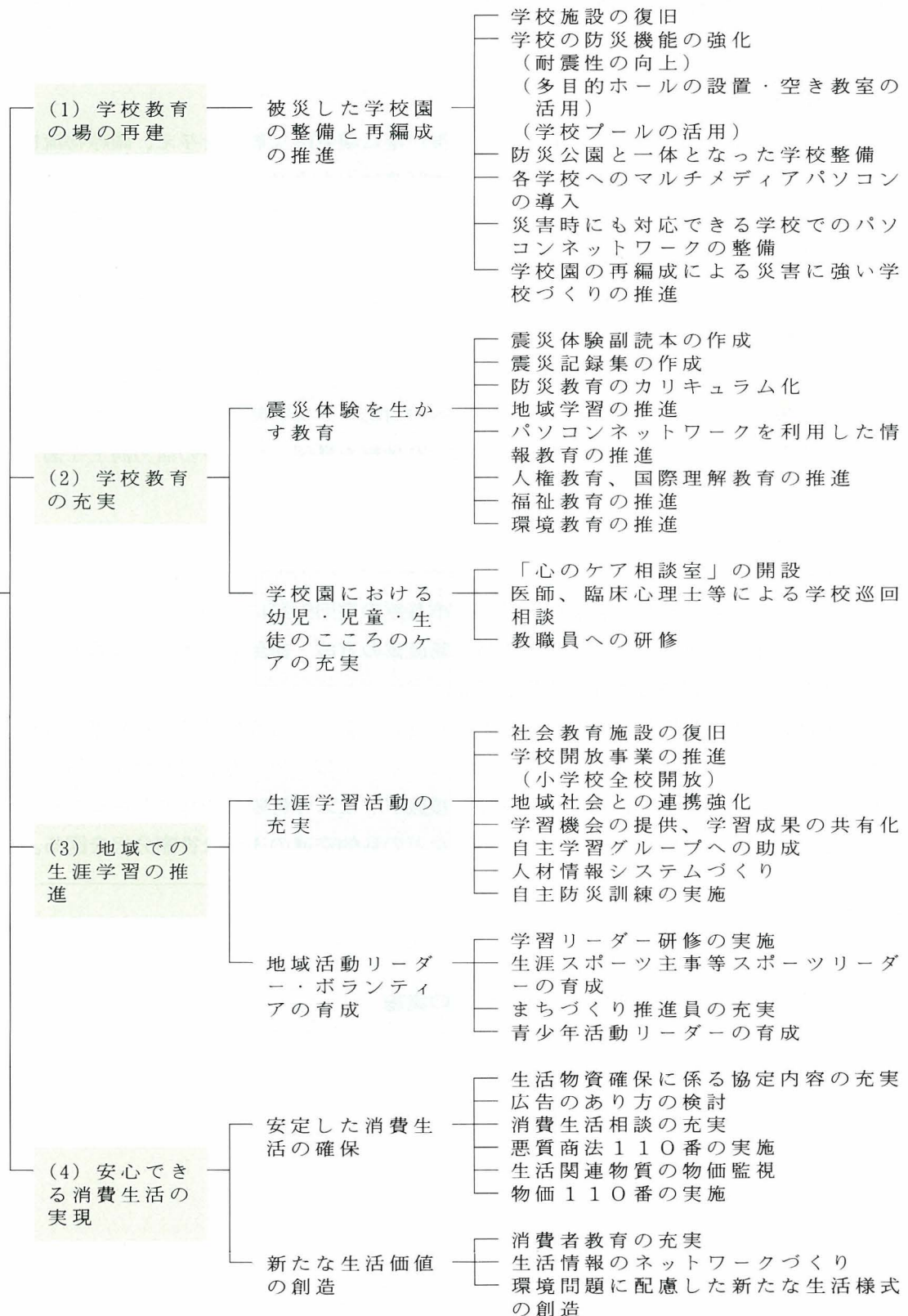
安心して買い物ができる商店街・小売市場やモールの整備を推進するとともに、流通事業者との連携により被災時の生活物資の確保を行う。また被災時でのトラブル防止のため物価110番、悪質商法110番等による適正取引と物価安定の確保を進める。さらに、環境に配慮した生活様式を築くなど、新たな生活文化を創造することを支援する。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
安定した消費生活の確保	被災時においても安定した消費生活を確保するため、流通事業者との連携を図るとともに、消費についての相談体制を充実する。	・生活物資確保に係る協定内容の充実 ・消費生活相談の充実

施策の体系

豊かな心を育むくらしの実現



第2節 “都市の活力”を復興する

現状と課題

震災は、神戸経済の中で大きな位置を占める神戸港に壊滅的な被害を与え、国際物流拠点としての機能が低下することにより、神戸経済や西日本経済はもとより、国内外の経済に大きな影響を与えた。また、基幹産業、ケミカルシューズや清酒などの神戸の地場産業も甚大な被害を受け、多くの市民の雇用の場が奪われ、神戸を支える経済活動に危機をもたらしている。さらに、震災直後や復旧活動の中で見られた交通渋滞は、これまでも増して、分散型の幹線交通体系や交通のマネジメントの必要性を都市圏交通の課題として認識させた。

このような中、神戸復興の最重要課題として、1日も早い神戸港の機能回復を図るとともに、円高の急激な進展とあいまった神戸経済の空洞化への対応や、災害時においても回復が早く影響を極力小さくできる交通ネットワークの形成を進め、21世紀を展望した神戸の活力向上を図っていくことが求められている。

方 針

- (1) 1日も早い都市活力の再生のため、都市基盤の復旧対策に全力を注ぐ。
- (2) 既存産業の高度化・新分野進出支援と新産業の育成・誘致を一体的に進める。
- (3) まちづくりと連携した産業復興を図る。
- (4) 港湾機能の早期回復を図り、震災を乗り越えた新たな国際貿易港への飛躍を目指す。
- (5) 海・空・陸の総合交通体系を確立し、人・物・情報が集まる交流拠点をを目指す。
- (6) 都心部の通過交通を軽減する分散型・複数アクセスの幹線交通体系を構築する。
- (7) 鉄道・バスなどの公共交通とマイカーなどの私的交通の適切な役割分担を図る。

施 策

1 産業の復興

(1) 中小企業・農漁業者を支援する復旧対策の実施

1日も早い経済の復旧を図るため、融資、事業スペースの提供などの中小企業・農漁業者を支援する復旧対策を実施する。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
金融支援	著しい被害を受けた中小企業の事業復興を支援するため、設備資金や運転資金を融資する。	・事業再建のための長期かつ低利の資金融資
仮設の事業スペースの確保	工場や店舗が倒壊、焼失等の被害を受けた中小企業や商店街・小売市場の団体に対し、仮設工場の低廉な賃料で貸し付けや共同仮設店舗の設置費用の補助を行う。	・仮設賃貸工場の提供 約300企業 ・共同仮設店舗助成の実施 約50団体
相談事業の実施	被災事業者の事業再開等に関する金融・経営等の相談を行う。	・総合相談業務の実施
農漁業施設の復旧	震災で被害を受けたため池、水路、パイプライン、漁港・漁船だまり等の農漁業施設の復旧を行う。	・ため池、水路、パイプライン農業共同利用施設等の復旧（完成） ・漁港、漁船だまり、漁業共同利用施設等の復旧（完成）

(2) 復興のまちづくりと連動した産業の振興

長年にわたり地域社会の中で育ってきた地場産業や商店街・小売市場の復興を図るため、地域の個性的魅力を生かして、復興のまちづくりと一体となった産業空間を形成する。

また、地元中小企業への復興関連事業の優先発注や住宅・建設産業等の復興関連産業の立地促進、地元製品のPR支援により、復興需要の地元への誘導を図る。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね 5 年以内に実施する事業
まちづくりと一体となった地場産業の振興	神戸で育ってきた産業の復興を図るため、ケミカルシューズ産業や清酒業等の地場産業の振興につながるよう関連地域を再整備するとともに、復興のまちづくりに合わせて商店街・小売市場の個性づくりを行う。	・ケミカルシューズ産業等の工場の集団化、[*]住工共存のための適切な配置の促進 ・酒蔵の雰囲気を残したまちづくり ・地域の立地環境に合った[*]テーマタウン型商業集積の形成
復興需要の地元への誘導	復興需要を神戸経済の活性化に結び付けるため、住宅・防災などの復興関連産業を振興する。	・輸入住宅総合センターの誘致

(3) 神戸の産業構造の高度化の促進

復興にあたっては単なる現状復旧でなく、21世紀に向けた神戸の産業構造の高度化を推進するため、民間能力の活用などにより、既存産業の高付加価値化・新分野進出や、新規起業の支援、成長分野の企業誘致を行うとともに、神戸らしさを生かしながらファッション産業の振興を図る。

また、大きな打撃を受けた神戸経済の再生を図り、わが国の経済が抱える構造的問題に先導的に対応する新たな仕組みづくりを推進する。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね 5 年以内に実施する事業
起業支援（インキュベーション）の推進	研究開発型中小企業等の立ち上げりを支援するため、各種施策を実施する。	・新産業創造支援センターの誘致 ・産学官の連携によるインキュベーションネットワークの構築
ベンチャーキャピタルの創設	新しい独創的な技術・アイデアをもって新規事業を開拓しようとする創業期の企業を育成するため、新たな資金供給システムを構築する。	・復興基金によるベンチャーキャピタル制度の創設
新たな制度的枠組みの構築	企業立地を促進するため、税の減免や規制緩和等の投資促進や輸入促進を図る各種優遇措置を備えた地域を設定するとともに、経済に関する各種規制の緩和を求めている。	・エンタープライズゾーン（企業立地促進地域）の設置

市内企業の集団化・高度化と企業誘致の推進	臨海部や内陸部において産業空間を創出するとともに、産業構造の高度化を推進する機関を設けて、企業の集団化・高度化と外資系企業を含む企業誘致を推進する。	・臨海部での空間創出 ポートアイランド（第２期） 六甲アイランド 東部新都心 ・内陸部での空間創出 神戸リサーチパーク 神戸複合産業団地 ・産業高度化推進機構の設置
ファッション産業の振興	ファッション産業の復興を支援するため、六甲アイランドに新たな拠点を整備するとともに、ポートアイランド（第２期）に新たなファッション街区を形成し、ファッション産業の集積・高度化を図る。	〔六甲アイランド関連〕 ・ファッション美術館の建設 ・ファッション産業復興支援センターの開設 〔ポートアイランド関連〕 ・ポートアイランド（第２期）でのファッション街区への関連企業の集積促進 ・[*]ワールドパールセンターの設立支援

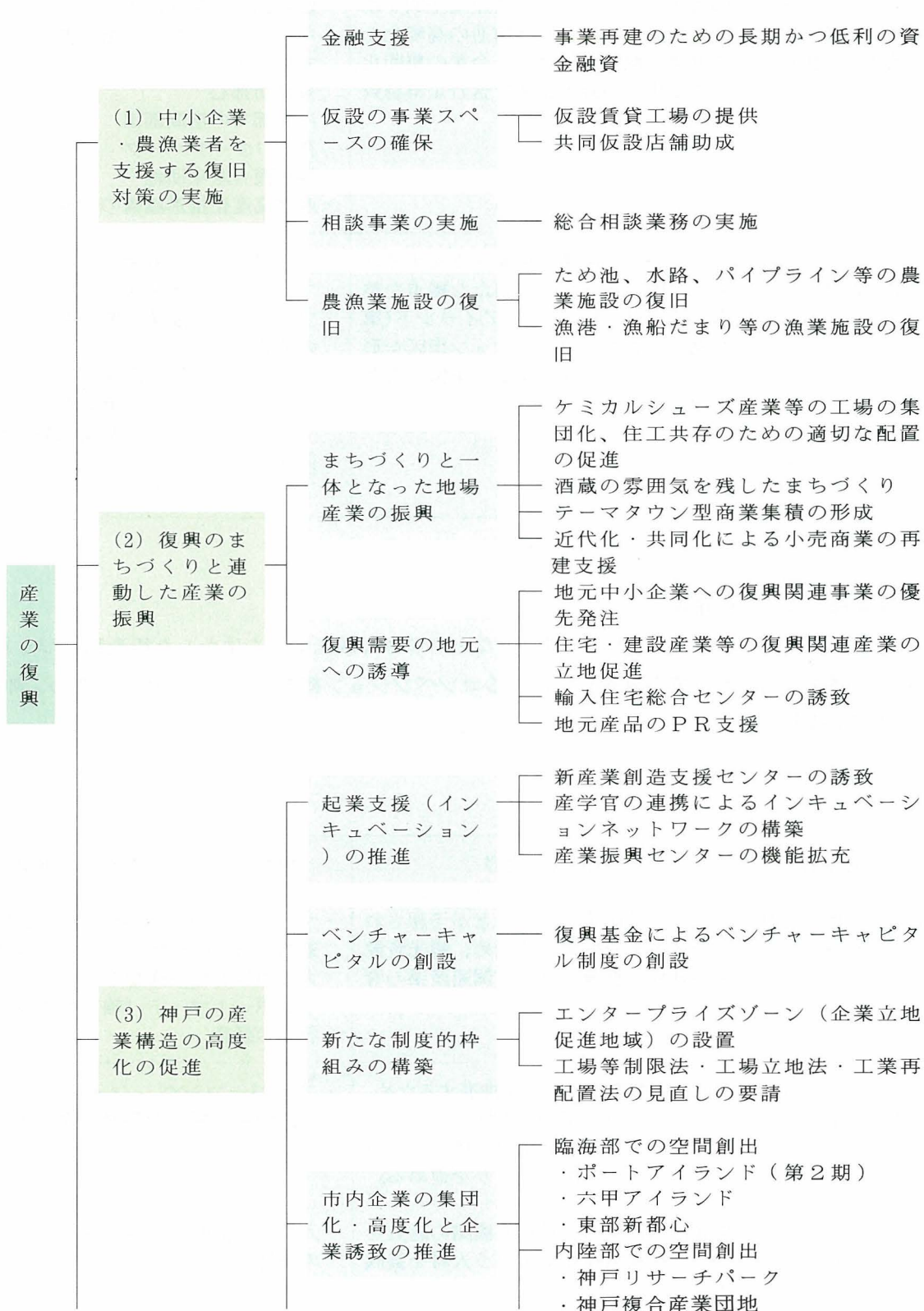
(4) 集客都市づくりの推進

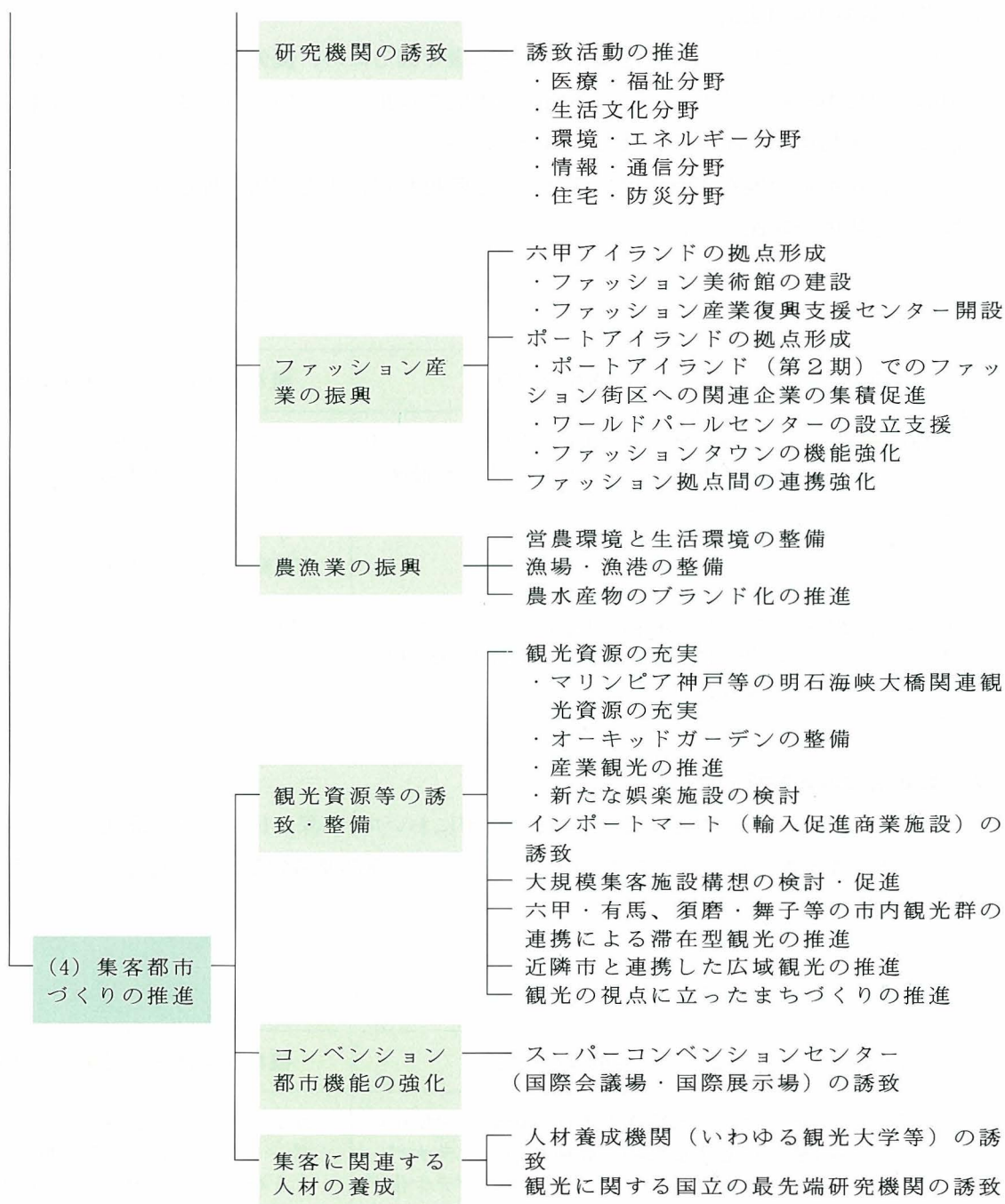
六甲・有馬、須磨・舞子、北野・神戸港などの多様な観光資源を生かした観光都市づくりや、国際会議場・国際展示場の誘致などによるコンベンション都市づくりを一体的に進め、神戸の集客都市機能を強化する。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね５年以内に実施する事業
観光資源等の誘致・整備	今後の成長産業となることが予想される集客産業を振興するため、観光資源等の誘致・整備を行い、関連産業の育成を図る。	・マリニピア神戸等の明石海峡大橋関連観光資源の充実（推進） ・大規模集客施設構想の検討・促進 ・インポートマート（輸入促進商業施設）の誘致
コンベンション都市機能の強化	高度集客型都市づくりを推進するため、ポートアイランド（第２期）において、国際会議場・国際展示場を核としたコンベンションの拠点づくりを進める。	・[*]スーパーコンベンションセンター（国際会議場・国際展示場）の誘致
集客に関連する人材の養成	集客に関連する人材養成機関の誘致を行い、観光関連産業を担う人材を養成する。	・人材養成機関（いわゆる観光大学等）の誘致

施策の体系





2 神戸港の復興

(1) 港湾機能の早期回復

概ね2年を目途とした神戸港全体の機能回復を図るため、優先順位を定めた重点整備による効率的な復興を進めるとともに、各施設の機能を停止させないように、地区ごと、機能ごとに暫定復旧と本格復旧を組み合わせた復興を進める。

また、市街地復興を円滑に進めるための水際線利用、土地利用を推進するとともに、ガレキ等の処分場所を確保する。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
岸壁の復旧	1日も早い神戸港の復旧を目指し、震災で被害を受けた岸壁の復旧を推進する。	・コンテナバース復旧 (完成) 21バース (耐震強化4) ・フェリーバース復旧 (完成) 7バース (耐震強化2) ・在来船バース・物揚場等の復旧(完成)
仮設栈橋埠頭整備	震災前の機能が回復するまでのコンテナ貨物取扱能力を補完する仮設栈橋埠頭を整備する。	・六甲アイランド (完成) 4バース (1000m)

(2) 最新鋭の港湾施設の整備

国際的な港間競争に対応するため、海上都市において、水深-15m以上の高規格コンテナターミナルや、在来船バース、テクノスーパーライナー（超高速貨物船）にも対応できる多目的バースの整備を図る。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
海上都市での新たなバースの整備	コンテナ輸送の増加や船舶の大型化に対応するため、最新鋭のコンテナバースを整備するとともに、コンテナ化が困難な貨物や専用船で輸送される貨物を効率的に扱う在来船バースを整備する。また、21世紀に向けて、テクノスーパーライナー（超高速貨物船）にも対応できる多目的バースの整備を進める。	〔コンテナバース整備〕 ・ポートアイランド（第2期） 6バース（うち耐震強化バース1）（完成） ・六甲アイランド南 2バース (着手) 〔在来船バース整備〕 ・ポートアイランド（第2期） 6バース（うち耐震強化バース1）（完成） ・六甲アイランド南 2バース (着手)

(3) 神戸港の再開発

ヤードの拡張、岸壁の増深等の既設埠頭の再開発や、荷役施設の機能向上等による港湾施設の機能更新を図る。

また、新港突堤西地区からハーバーランド地区において都心ウォーターフロント空間の整備を進めるとともに、東部新都心では、震災後の新たな土地需要に対応したうるおいとにぎわいのある水際空間の形成を図る。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
物流空間としての再開発	震災で被害を受けた既設の櫛型埠頭について、単に原型復旧するのではなく、突堤間の埋め立てによる再開発を行う。	・兵庫突堤再開発 (完成) ・新港突堤東地区再開発 (完成) ・摩耶埠頭再開発 (完成)
親水空間としての再開発	産業・物流空間の再開発を行い、都市と調和した豊かで快適な市民の生活空間となるウォーターフロント空間を創造する。	・長田港周辺地区再開発 (推進) ・国産・弁天地区再開発 (完成) ・京橋地区再開発 (着手) ・兵庫運河緑地整備 (完成) ・新港突堤西地区再開発 旅客ターミナル・緑地整備 (着手) ・東部新都心整備に伴う親水空間の整備 (完成)

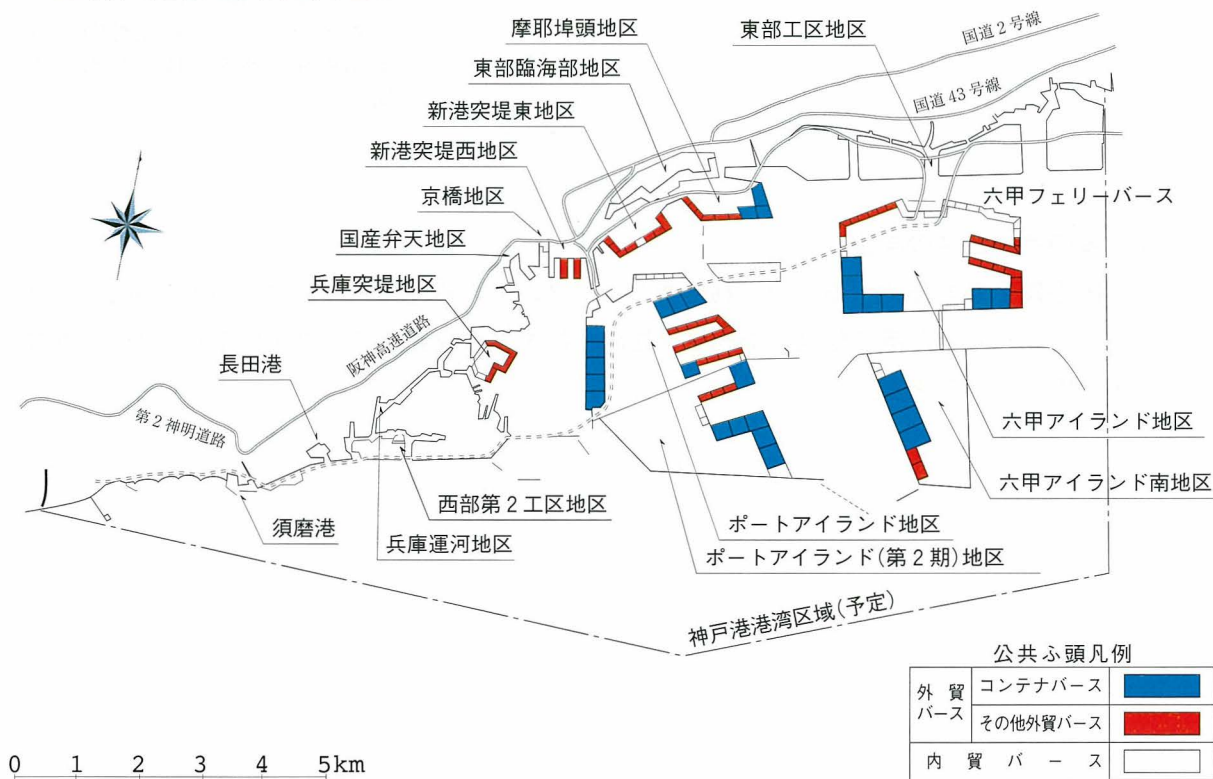
(4) 港のサービスの向上

国際競争力を強化するため、利用者のニーズに応える港のサービスの向上を図るとともに、働きやすく安全な港の整備、福利厚生施設・技術者養成施設等の充実により、港湾労働者の職場環境の向上を図る。

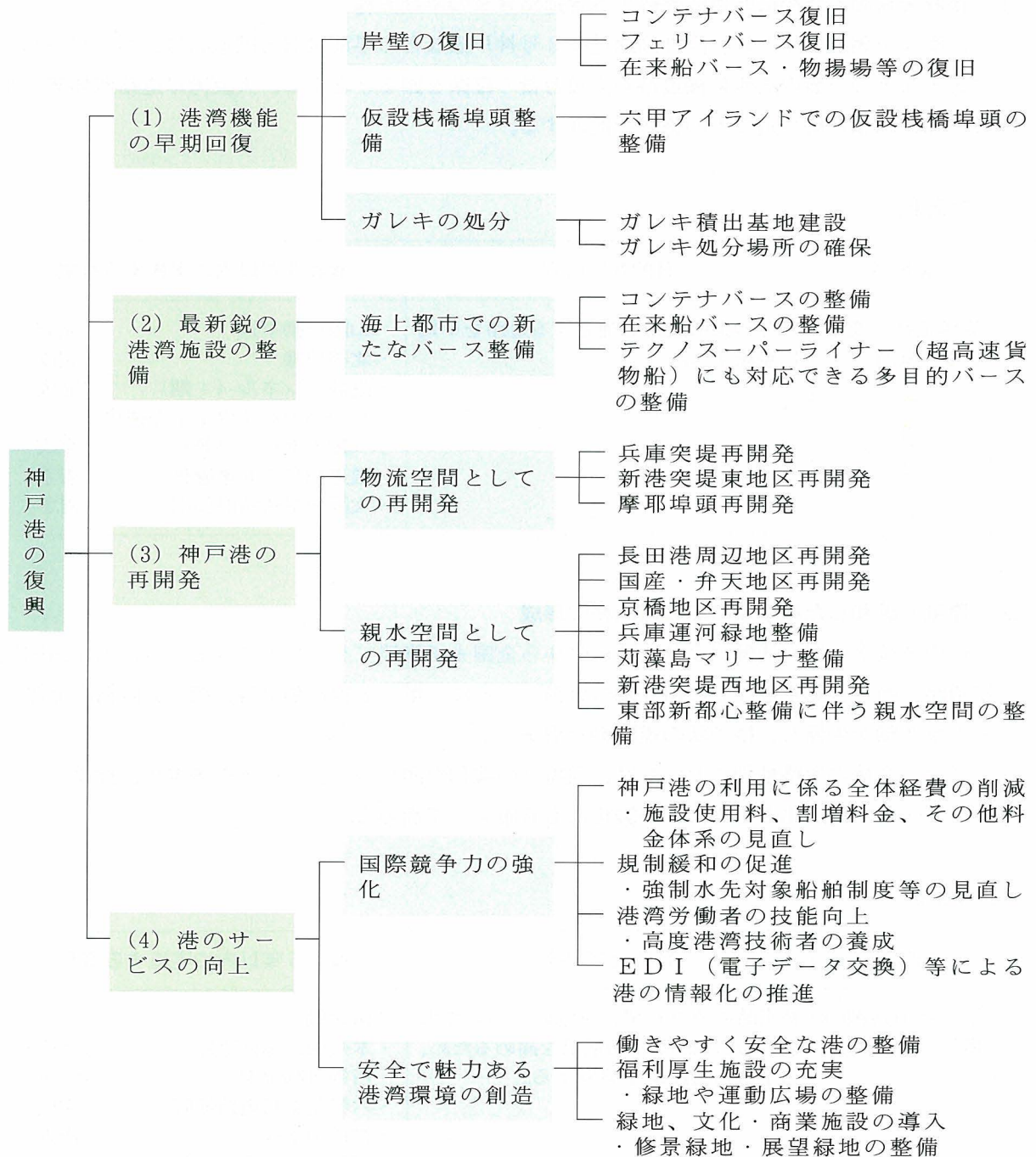
主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
国際競争力の強化	国際的な港間競争に対応し、神戸港の利用に係る全体経費の削減、港湾施設の有効利用の促進、港湾労働者の技能向上、情報化の推進等のサービスの向上を図る。	・施設使用料、割増料金、その他料金体系の見直し ・強制水先対象船舶制度等の規制の緩和促進 ・高度港湾技術者の養成 ・EDI（電子データ交換）等による港の情報化の推進
安全で魅力ある港湾環境の創造	働きやすく安全な港を整備するとともに、福利厚生施設を充実させ職場環境の向上を図る。また、緑地、文化・商業施設の導入を進めるとともに、自然環境の保全や水質環境の改善にも配慮し、神戸港全体としての港湾環境の向上を目指す。	・緑地や運動広場の設置（推進） ・修景緑地・展望緑地の整備（推進）

■神戸港計画平面図■



施策の体系



3 交通ネットワークの整備

(1) 復興を進めるために緊急に整備すべき道路事業の早期実施

円滑な復興を図るため、阪神高速道路3号神戸線などの早期復旧と国道43号、ハーバーハイウェイなどの一般の東西幹線道路の交通容量の確保を図るとともに、大阪湾岸道路西伸部、北神戸線、山陽自動車道などの整備を促進する。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
東西道路の交通容量の確保	既存の東西道路を補完する道路を早期に整備する。	・山陽自動車道 (完成) ・北神戸線 (完成) ・港島トンネル(1期) (完成) ・ハーバーハイウェイの強化(住吉浜ランプ等) (完成) ・国道43号の6車線化 (着手) ・大阪湾岸道路西伸部 (着手)

(2) 環境と調和した格子状の広域道路網の形成

市内全域が広域交通軸により近隣市町から全国まで直接アクセスができるよう、本州四国連絡道路、西神自動車道などの南北軸の整備とともに、第二名神自動車道、第二大阪湾岸道路などの東西軸を整備し、格子状の道路網を構築する。

また、今後の道路整備においては、環境との調和を図りつつ、ルート多重化、橋梁・トンネル等への多構造化とともに、耐震化にも考慮をして進める。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
格子状道路網の構築	被災時のみならず、平常時においても神戸の広域的な都市活動を高めるため、格子状の道路網を整備する。	〔南北軸〕 ・本州四国連絡道路 (完成) ・西神自動車道 (完成) ・六甲北有料道路拡幅 (完成) ・神戸山手線 (推進) ・新神戸トンネル南伸 (着手) ・東神戸線 (着手) 〔東西軸〕 ・神戸西バイパス (完成) ・第二名神自動車道 (着手)

(3) 幹線道路の整備

道路は都市活動を支える都市基盤施設であると同時に、災害時における避難路としての機能、延焼を防止する防火帯としての機能などの役割を担っていることから、都市の防災機能の強化を図り、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを進めるため、既成市街地内を中心に格子状の街路網整備を進める。

また、市街地周辺においては広域道路へのアクセス強化や周辺市町との連携強化を図るための道路網整備を進め、東西、南北の骨格的な幹線道路のネットワークを完成させる。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
街路整備	被災市街地関連の街路整備として、都市圏防災街路及び市街地防災街路の整備を進めるとともに、新都市核建設関連街路の整備を進める。	・山手幹線 (推進) ・中央幹線 (推進) ・須磨多聞線 (推進) ・生田川右岸線 (推進) ・神戸三田線 (推進) ・千森線 (推進)
道路整備	都市計画道路と相まって旧市街地部の格子状道路網を補強し、さらに広域道路網へのアクセス強化、臨海部における連絡強化、周辺市町との連携強化を図るため、幹線道路のネットワーク整備を促進する。	・国道28号 (完成) ・国道176号 (推進) ・国道428号 (推進) ・神戸三木線 (推進) ・灘浜住吉川線 (推進)

(4) 公共交通網の整備

公共交通に余裕を持たせるため、現在の鉄軌道網に加え、地下鉄海岸線の整備や中央都市軸への鉄軌道の導入、地下鉄西神線の再延伸等の検討、神戸電鉄の複線化などを促進する。

また、鉄軌道を補完する手段として、まちの構造に応じた適切なバス路線の設定や、高齢者や障害者が利用しやすいバスの導入などバス事業の充実を図る。

さらに、海上交通など神戸の特性を生かした交通機関の充実や短距離交通システム（動く歩道）などの多様な交通手段の導入を図るとともに、交通結節点・防災拠点として、駅と駅前広場の充実を図る。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね 5 年以内に実施する事業
鉄軌道網の拡充	鉄軌道網の形成を推進し、鉄軌道の代替機能の強化を図る。	・ 地下鉄海岸線 (完成) ・ 神戸電鉄の複線化 (推進) ・ 中央都市軸鉄軌道 (着手)
駅・駅前広場の整備	公共交通機関の活用を促進するため、駅と駅前広場の充実を図る。	・ 新長田駅前広場 (完成) - 地下駐車場整備 ・ 三宮駅前広場 (着手) - バスターミナル等の整備 - 地下・地上・デッキの三層の歩行者導線のネットワークの整備 ・ J R 新駅 (東灘区) 駅前広場 (着手)

(5) 空の交通手段の整備

海・空・陸の交通手段の連携体制を確立するため、港湾・道路の充実を図るとともに、空の交通手段として神戸空港の整備及び関西国際空港との海上交通や輸送ルート of 充実を図る。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね 5 年以内に実施する事業
空港整備	豊かな市民生活の実現に貢献する“生活装置”として、また、魅力と活力ある都市づくりに不可欠な“都市装置”として、空港の整備を行う。	・ 神戸空港 (着手)

(6) 都市圏交通の総合的な管理システムの整備

① 交通需要の適正な調整

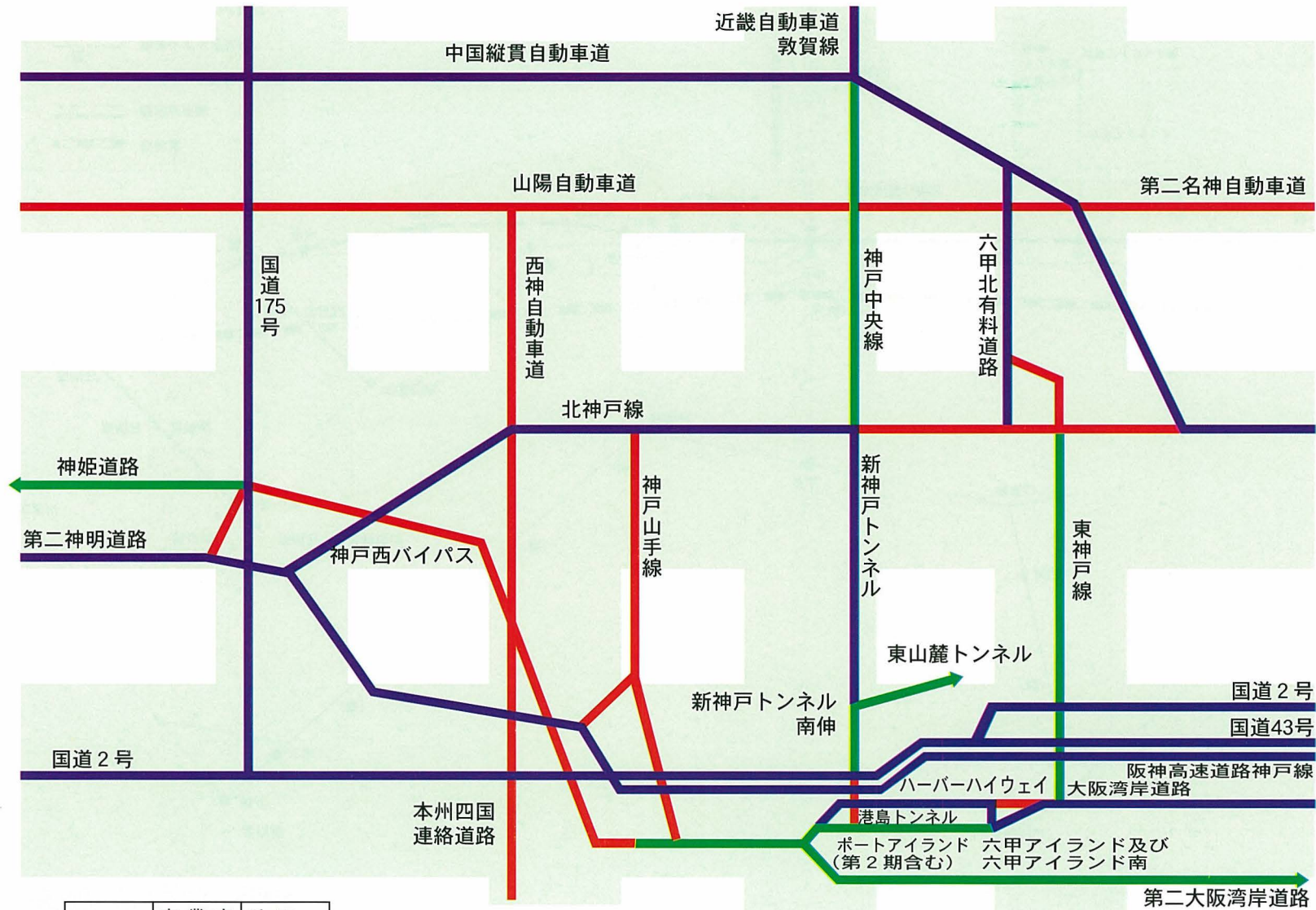
市街地へ流入する自動車量の抑制と公共交通機関の利用促進を図る^{*}パークアンドライドシステムの整備、通勤時間帯の交通量を減らし交通の平準化を図る^{*}フレックスタイム導入の提唱、道路交通システムの充実などにより交通需要の適正な調整を図る。

② 駐車場対策の総合的推進

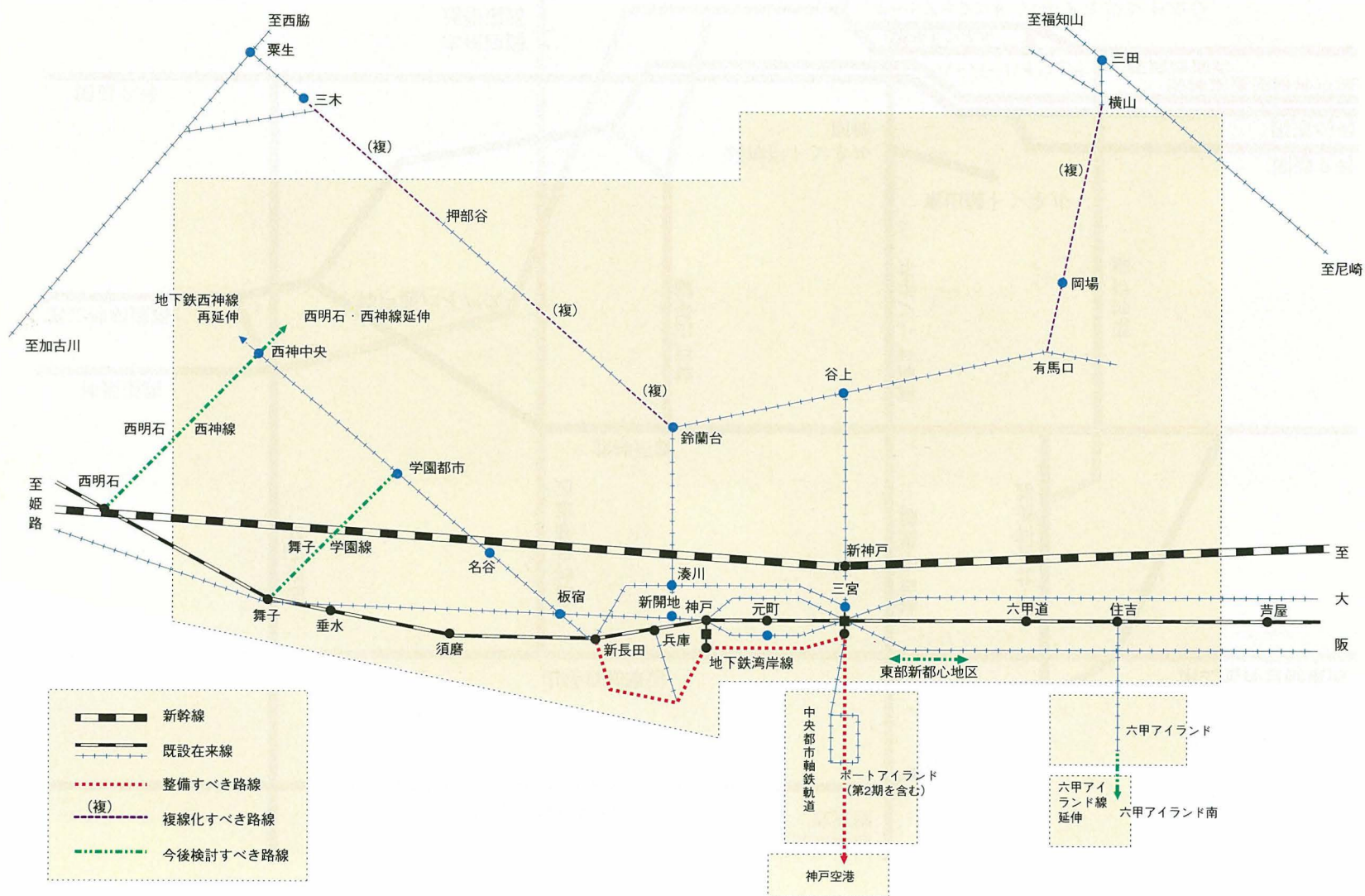
震災で浮き彫りになった違法駐車による道路の渋滞を解消するため、公共駐車場の整備を促進するとともに、利用者にわかりやすい駐車場案内システムの拡充を図る。

また、商業施設については、駐車場の附置義務条例の徹底を図る。

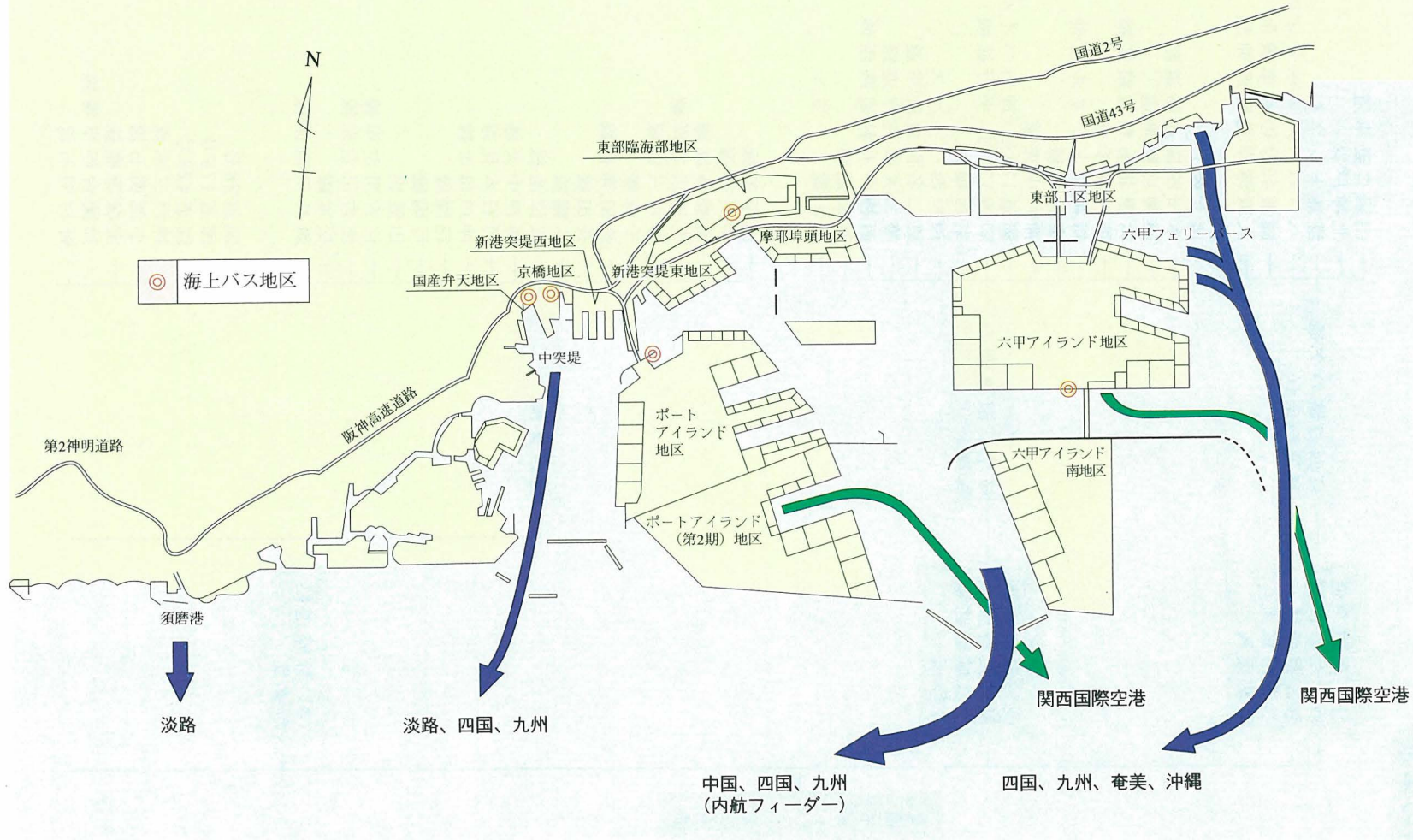
■ 広域道路網図 ■



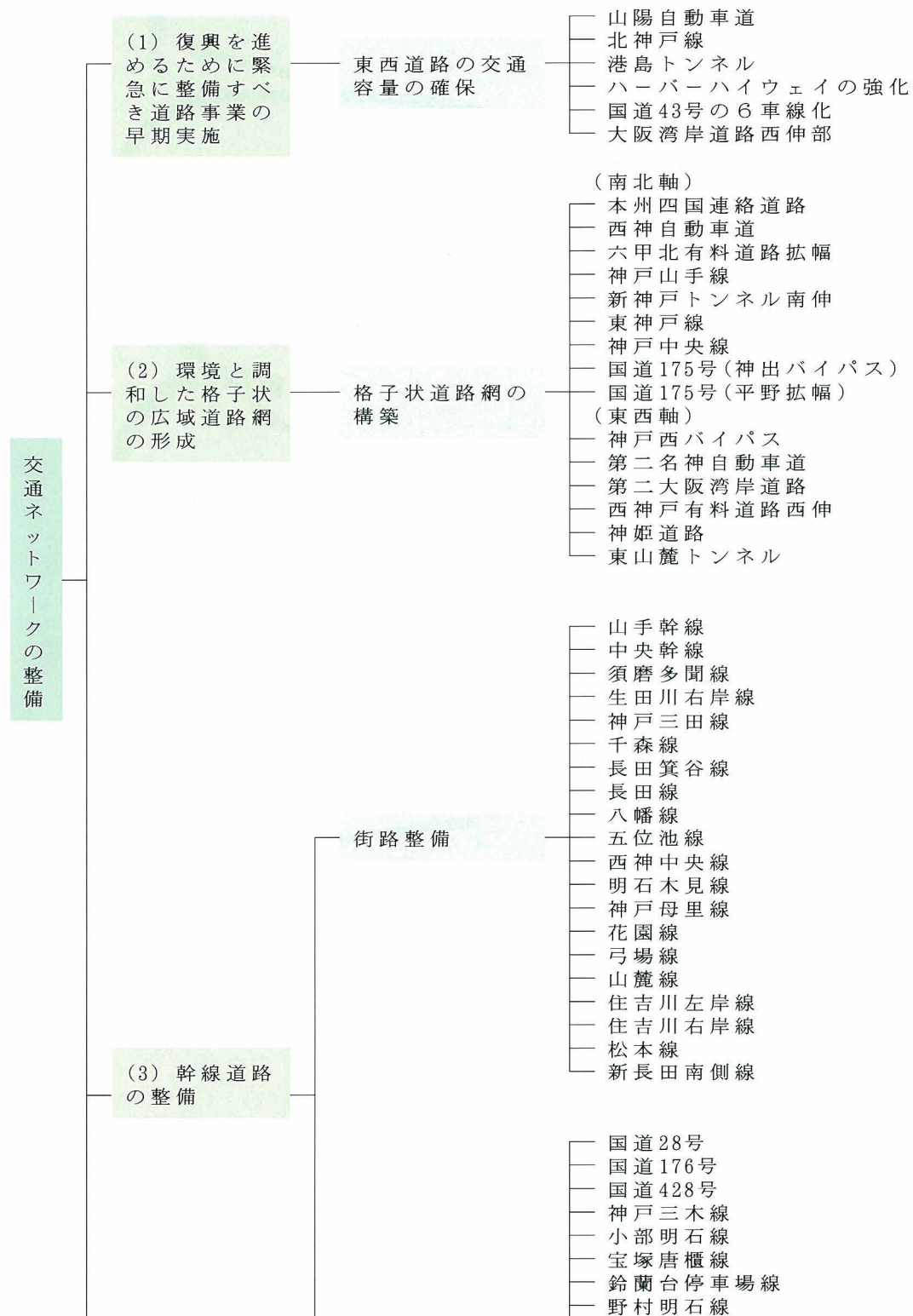
既設路線	事業中線	計画・構想路線
■	■	■

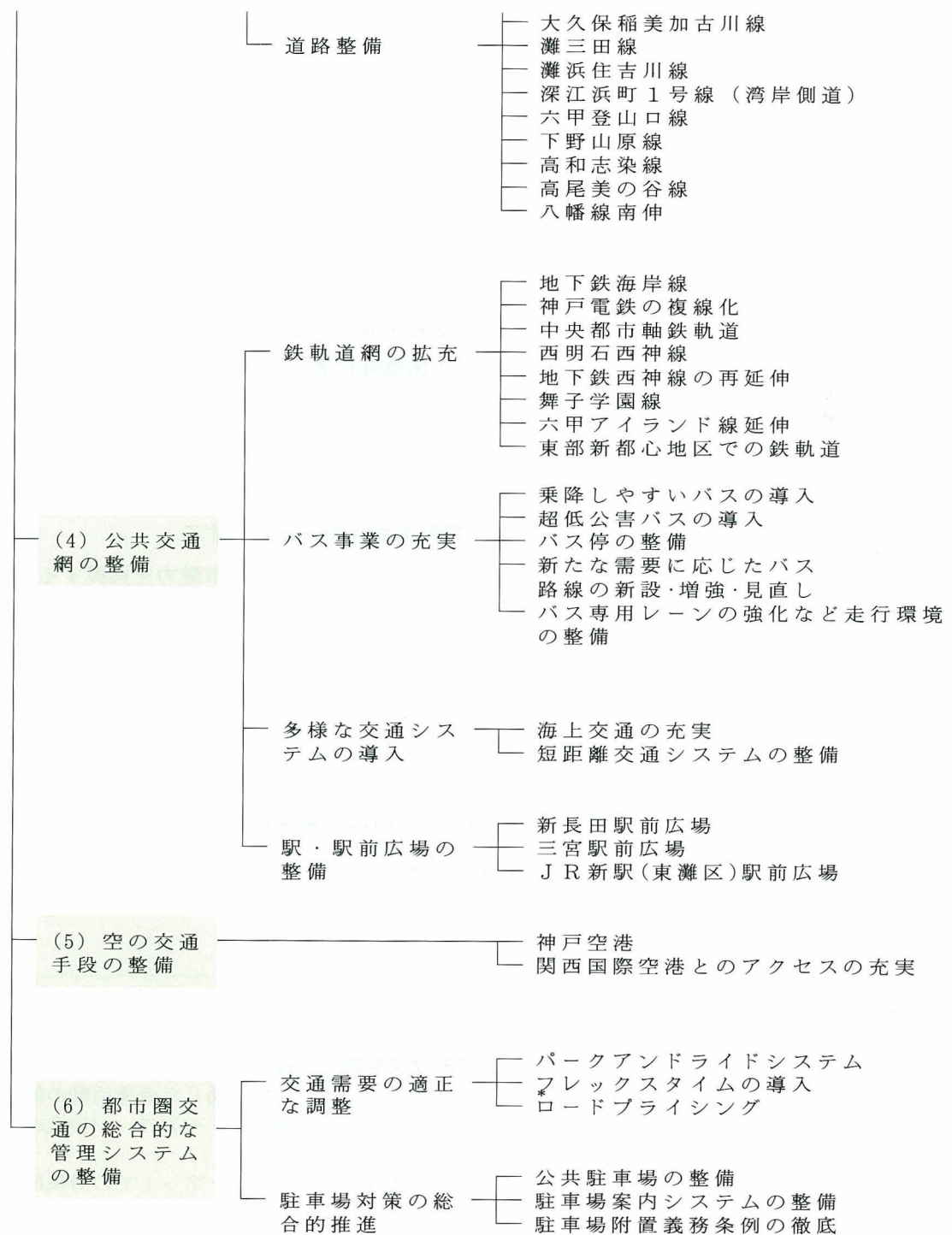


■国内海上網図■



施策の体系





第3節 “神戸の魅力”を復興する

現状と課題

震災は、旧居留地、異人館、酒蔵など神戸独自の個性的な街並に甚大な打撃を与えるとともに、様々な文化的な活動の場をも奪い、市民の精神活動に影響を及ぼそうとしている。また、一方では、海外から数多くの援助を受け、市内でも各国コミュニティとの交流が生まれるなど、国際都市・神戸にふさわしい様々な交流・協力が展開された。

神戸の復興のためには、基礎的な生活・産業面の復旧・復興に加えて、神戸の国際性を生かしながら、市民が愛着と誇りを感じられる、だれもが住んでみたくなり、訪れたいくなる「アーバンリゾート都市づくり」を推進していくことが必要であり、国際性にあふれた神戸らしい文化の振興を図り、神戸の都市魅力を再興していくことが求められている。

方針

- (1) 復興への意欲を高め、市民・事業者・市のエネルギーを結集する。
- (2) 市民の心をうるおし、多くの人々が訪れたいくなる文化的な都市魅力を再興する。
- (3) 国際化・情報化を推進し、人々の交流とコミュニケーションを促進する。
- (4) 防災性と快適性を兼ね備えた環境保全型の都市を形成する。

施策

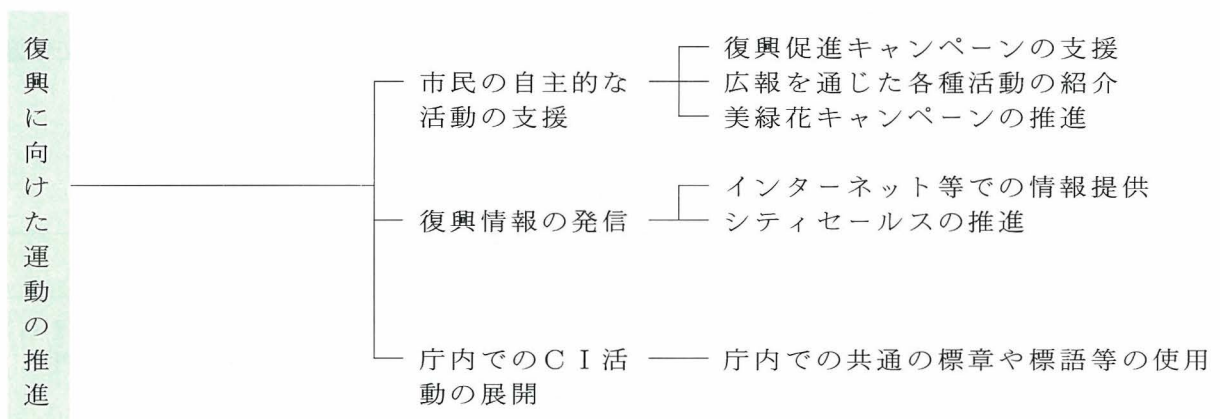
1 復興に向けた運動の推進

愛するまち神戸、美しいまち神戸の復興に向けて、市民・事業者・市のエネルギーの結集を図るため、新生神戸を継続的にアピールし発信していく。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
市民の自主的な活動の支援	市民や各種団体が行う自主的な復興関連行事等を支援する。	・復興促進キャンペーンの支援 ・広報を通じた各種活動の紹介 ・美緑花キャンペーンの推進
復興情報の発信	インターネット等の広報媒体を使って復興情報の提供を行う。	・インターネットでの情報提供 ・シティセールスの推進
庁内でのC I活動の展開	復興に向けた取り組みを全庁的に進めていくため、C I活動を展開する。	・庁内での共通の標章や標語等の使用

施策の体系



2 市民の心をうるおす文化・スポーツの振興

(1) 市民の文化活動の環境づくり

市民の生活の中に文化活動を取り戻すため、市民と芸術家の交流環境づくりや企業の文化施設の活用等により、市民の文化活動の環境づくりを行う。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
市民の文化活動の振興	市民の生活文化をより一層高めるため、文化活動の機会・場・情報を充実するとともに、芸術家と市民の交流環境づくりを進める。	・芸術家と市民が共通して利用できるタウン文化工房の整備（着手）
市民・事業者との連携による文化の振興	文化の担い手は市民・事業者であるとの認識に立ち、市民・芸術家・文化団体などの相互交流を促進するとともに、市民・事業者のエネルギーを生かす事業を展開する。	・区別文化交流協議会の設置支援 ・タウンギャラリー事業の推進 ・文化ボランティアによる施設運営や事業企画への参加促進

(2) 神戸らしいユニークな文化・スポーツの再生・発信

神戸の個性を生かした文化・スポーツの振興を図るため、既存の文化・スポーツ施策の継続・再生を図るとともに、新たに先進的な施策に取り組む。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
神戸らしい文化の振興	国際性や進取性、市民の文化活動の活発さ等の神戸の個性を生かして、特色ある文化の振興を図る。	・海や港とのつながりを重視した「神戸まつり」の再生 ・音楽のまち神戸の推進 ・六甲山開山100年イベントの開催 ・国際映画祭の開催 ・神戸港開港130年祭の開催 ・モニュメント国際展の開催 ・新開地アートビレッジ構想の推進（アートビレッジセンターの整備等） ・現代芸術などの実験的イベントの実施
スポーツの振興	生涯を通じて、スポーツ・レクリエーション活動を楽しめるよう、活動機会、指導体制、情報提供を充実させるほか、全国大会や国際スポーツイベントの誘致・定着に努める。	・2002年ワールドカップサッカーの誘致 ・神戸を代表するスポーツチームへの市民支援活動の促進



(3) 文化・スポーツ施設の充実

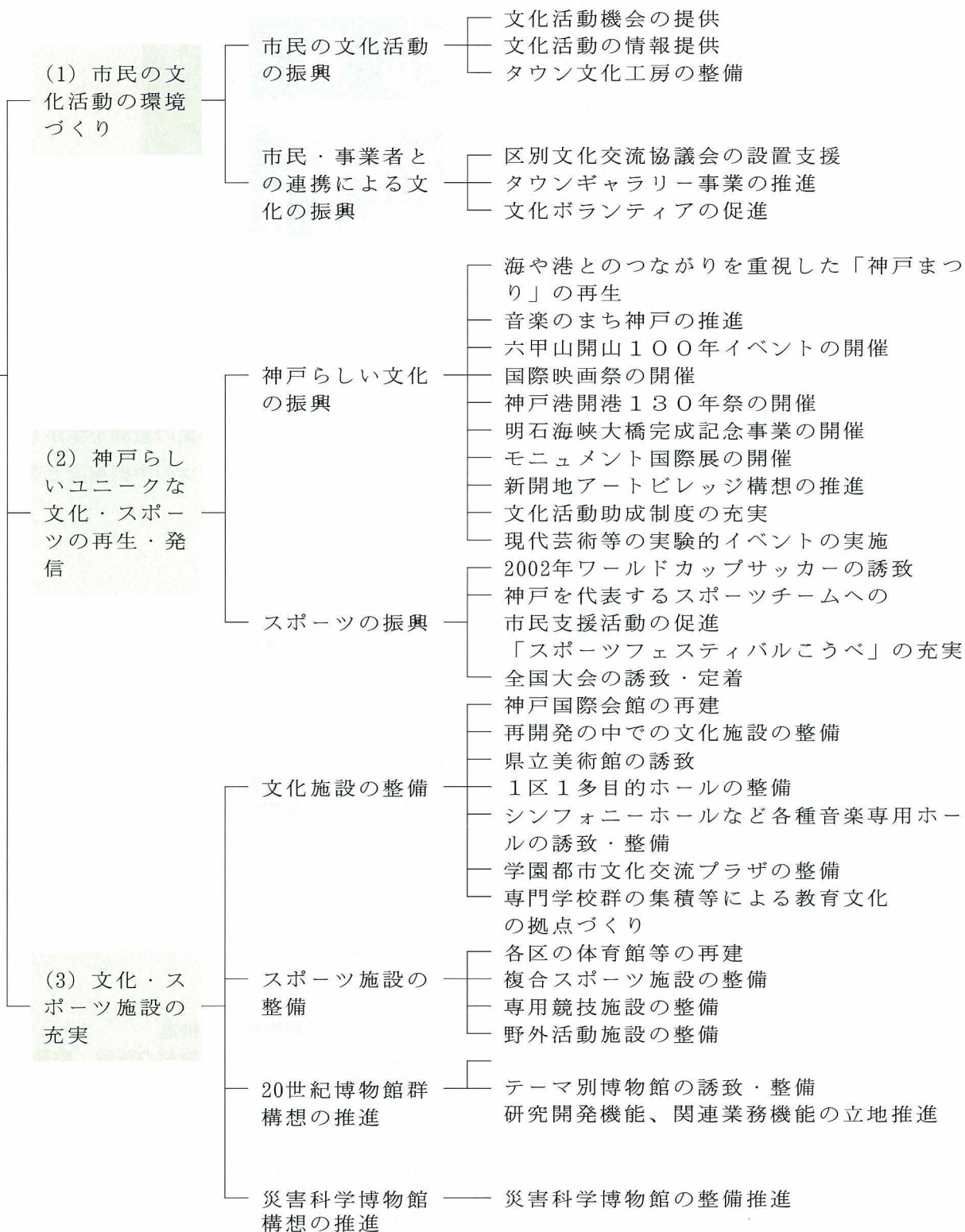
震災で被害を受けた文化・スポーツ施設の再建を図るとともに、震災の教訓を生かした博物館の整備や、長期的な展望をもちながら、新たに神戸の文化・スポーツの中核施設となる施設整備を進める。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
文化・教育施設の整備	市民の文化活動の場となる区民センターなどの施設の再建を図るとともに、新たな文化・教育施設の誘致などにより施設の充実を図る。	・神戸国際会館の再建 (完成) ・再開発の中での文化施設の整備 (推進) ・県立美術館の誘致 ・専門学校群の集積等による教育文化の拠点づくり
スポーツ施設の整備	市民のスポーツ活動の場となる体育館などの施設の再建を図るとともに、防災拠点機能を備えたスポーツ施設の整備を図る。	・各区の体育館等の再建 (完成)
20世紀博物館群構想の推進	都市文明、科学技術、自然と暮らしの文明に関する博物館群と研究施設群、業務施設群などを集積させる20世紀博物館群構想を推進する。	・基盤整備の推進 ・テーマ別博物館の誘致・整備
災害科学博物館構想の推進	阪神・淡路大震災など都市災害に関する総合的・体系的な展示、資料収集、調査研究機能をもつ災害博物館構想を推進する。	・災害科学博物館の整備推進

施策の体系

市民の心をうるおす文化・スポーツの振興



3 国際都市づくりの推進

(1) 外国人市民が暮らしやすいまちづくり

神戸のもつ国際性を生かし、さらに伸ばすため、外国人市民に対する生活支援の充実や、震災時の外国人市民との助け合い活動を生かした交流の促進を図る。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
外国人市民への生活支援	外国人市民の増加など「内なる国際化」の進展に対応し、生活支援の充実を図る。	・外国人相談窓口の充実 ・外国人学校再開支援 ・外国人クラブ再開支援 ・留学生・就学生への支援
国際ボランティア交流の促進	震災で芽生えてきた国際的なボランティア活動を継続させ、各国コミュニティとの交流を促進する。	・国際ボランティア文化交流センターの整備 (着手)

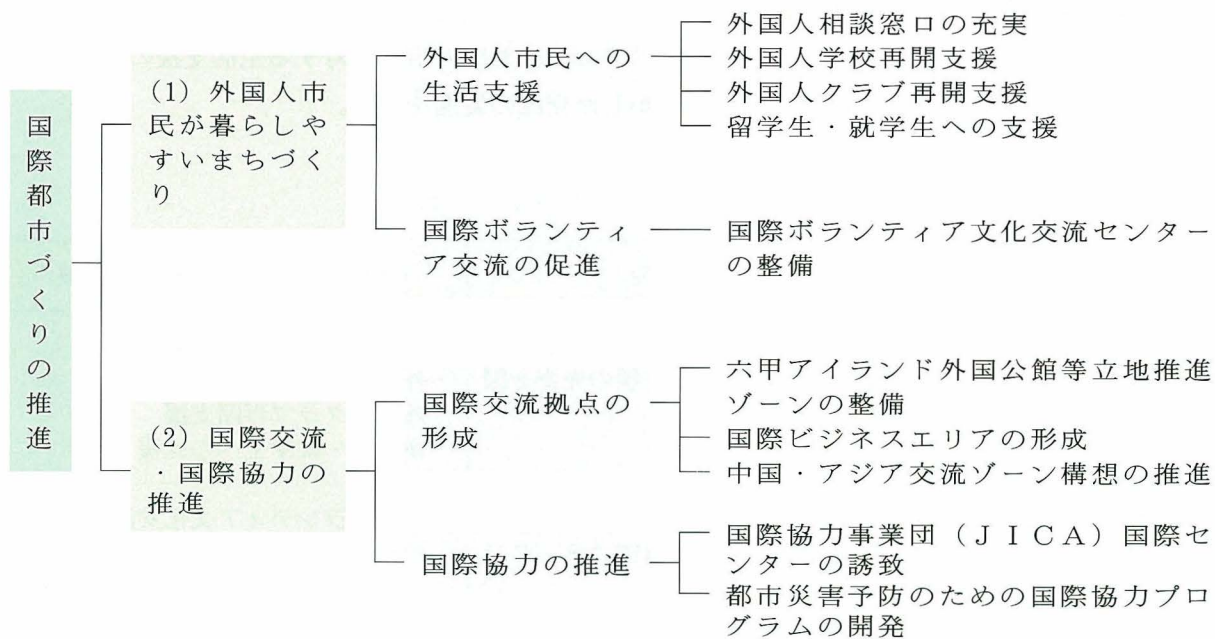
(2) 国際交流・国際協力の推進

国際機関・外資系企業等が集積を図るエリアを形成し、経済・学術・文化等の多様な国際交流を促進するとともに、国際都市神戸として国際協力活動の積極的推進を図る。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
国際交流拠点の形成	神戸の国際性をより高めるため、国際機関・外資系企業等の集積や物流、情報・学術・文化交流を推進する国際拠点の形成を図る。	・六甲アイランド外国公館等立地推進ゾーンの整備 ・国際ビジネスエリアの形成 ・中国・アジア交流ゾーン構想の推進
国際協力の推進	海外からの支援受け入れを通じて培った民間国際協力団体（NGO）等とのネットワークをつくるとともに、国際協力活動の充実を図る。	・国際協力事業団（JICA）国際センターの誘致 ・都市災害予防のための国際協力プログラムの開発

施策の体系



4 情報コミュニケーションのまちづくり

(1) 市民に身近な情報システムづくり

学校教育の場等での情報システムに親しむ環境づくりや、子ども、高齢者、障害者、外国人等だれもが利用しやすいマルチメディアの情報システムづくりを進めるとともに、インターネットを活用した情報の収集と発信を図る。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
情報活用能力の向上	情報機器を活用しようとする意欲を育み、機器を実際に活用する能力を向上させるため、情報に関する教育を充実させる。	・情報教育のための施設・機材の学校への導入 ・災害にも対応できる学校でのパソコンネットワークの整備
インターネットを活用した情報発信	インターネット上に、神戸市からの情報コーナーを設け、マルチメディア(映像、文字、音声等)を活用した情報提供を行う	・復興状況の情報発信等の実施
情報システムの充実	既存のあじさいネットの充実を図るとともに、防災のための情報ネットワークを整備し、その多目的な活用を図る。	・次世代総合防災行政情報通信システムの研究開発

(2) 情報通信基盤の整備

光ファイバー等の情報通信基盤の早期整備や、通信アクセス網の光化・地下化、通信センターの分散化を図るとともに、無線・衛星・パソコン通信等の多様な情報システムを確保する。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
ネットワークの基盤整備	情報化社会に不可欠の社会資本として、民間事業者と連携しながら、光ファイバーの整備を推進するとともに、都市型ケーブルテレビ事業等を推進する。	・光ファイバーの整備 (推進) ・電線類地中化の促進 ・都市型ケーブルテレビ事業の推進 ・西神・北神地域パソコンネットワークの整備 (推進)

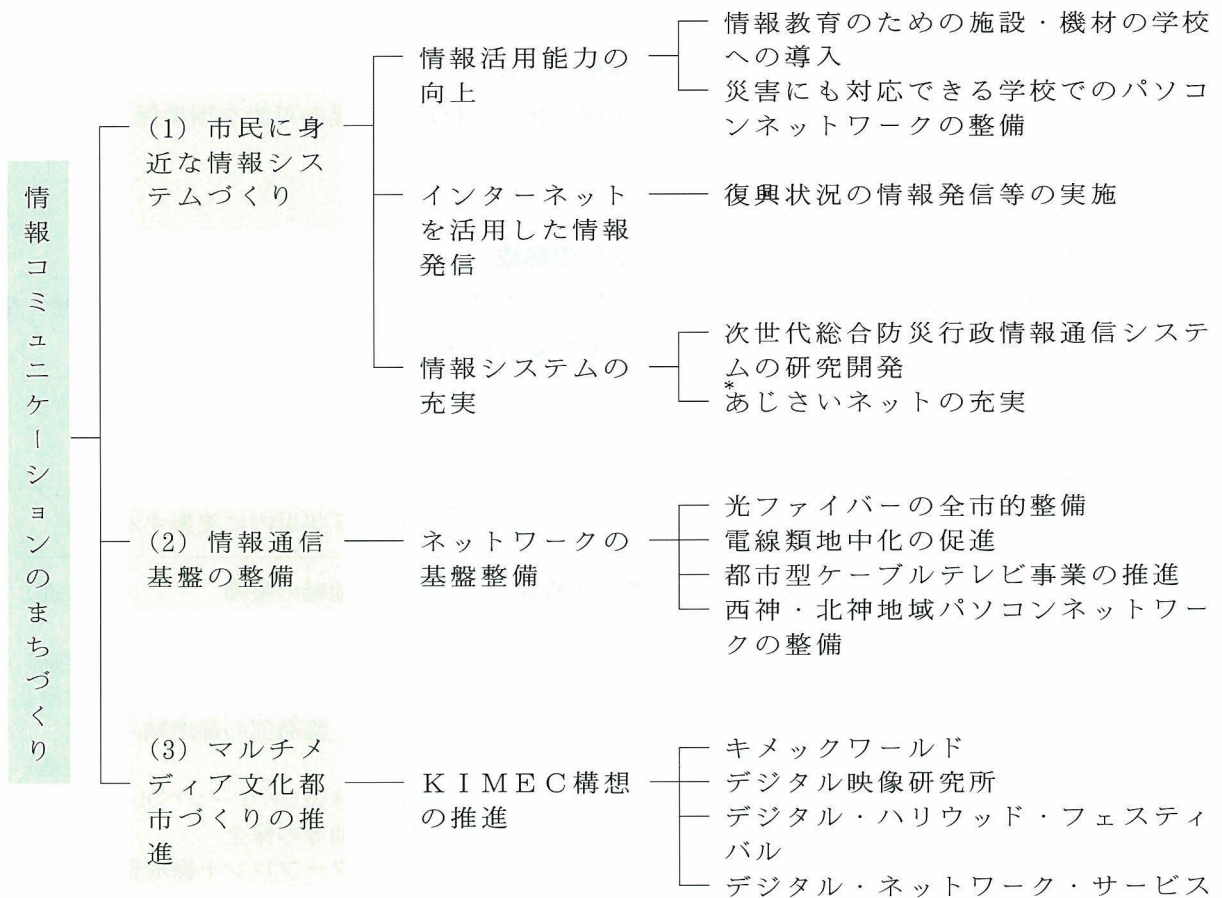
(3) マルチメディア文化都市づくりの推進

市民生活の利便性・快適性と神戸の都市活力の飛躍的な向上を目指して、21世紀を先取りする「神戸国際マルチメディア文化都市構想（KIMEC構想）」の推進を図る。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
KIMEC構想の推進	神戸の新たな都市戦略として、4つの核プロジェクトを起爆剤とするKIMEC構想を推進する。	・キメックワールド ・デジタル映像研究所 ・デジタル・ハリウッド・フェスティバル ・デジタル・ネットワーク・サービス

施策の体系



5 水とみどり豊かな快適環境都市づくり

(1) 環境にやさしい都市づくり

都市のもつ容量にゆとりを保ちながら、環境にやさしい自立・安定・循環型の都市構造・都市活動の仕組みを構築することによって、災害に強く、持続的発展の可能な環境保全型の都市を創造する。

(2) 緑地軸による“水とみどりのネットワーク”の形成

河川緑地軸・街路緑地軸の形成、山麓部、臨海部を結ぶ緑地軸の形成などを組み合わせ、生きものが生息する“水とみどりのネットワーク”を形成する。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
“水とみどりのネットワーク”の形成	市街地内の河川、幹線道路、山麓部、臨海部を軸とし、細街路や小河川にまできめの細かい緑化を推進して、それらと点上の緑地をつなぎ、生きものが生息する“水とみどりのネットワーク”を形成する。	・河川緑地軸の整備 (推進) 6河川、4公園 ・街路緑地軸の整備 (推進) 東西副都心の南北街路緑地軸の緑化 ・山麓部、臨海部の緑地軸の形成 (推進) - 砂防樹林帯(グリーンベルト)の整備 - 斜面緑地等の保全 - ウォーターフロント緑地整備 ・屋上緑化・壁面緑化の推進 ・緑化重点地区4か所



(3) 公園緑地の整備

防災公園となる公園の階層的整備を行うとともに、人と自然の共生を目指した自然ふれあいネットワークの拠点としての公園整備を図る。

また、神戸の歴史となる震災の記憶や教訓を風化させないための“震災復興記念公園”の設置や、神戸の歴史・文化等に配慮した個性ある公園整備を図る。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
公園の体系的整備	地域特性を生かしながら、近隣生活圏や生活文化圏などの広がりに応じて、公園を体系的に整備する。	・ 街区公園の整備 (推進) ・ 近隣公園の整備 (推進) 11公園 (六甲道南公園、東部新都心地区等) ・ 地区公園・総合公園の整備 (推進) 11公園 (御崎公園等) ・ 広域公園の整備 (推進) 2公園 (明石海峡公園等)
個性的な公園の整備	震災の記憶や教訓を風化させないため、“震災復興記念公園”の設置を推進するとともに、地域資源を生かした公園、学校園一体型公園など、個性的な公園の整備を進める。また、公園がより身近で魅力的なものとなるよう、住民参加による公園づくりを進める。	・ 震災復興記念公園の整備 (着手) ・ 文化的・歴史的資産を生かした公園の整備 (推進) ・ 教育活動に活用できる学校園一体型公園の整備 (推進) ・ 住民参加による公園づくりの促進 ・ 海浜部の整備 (舞子海岸CCZ*)

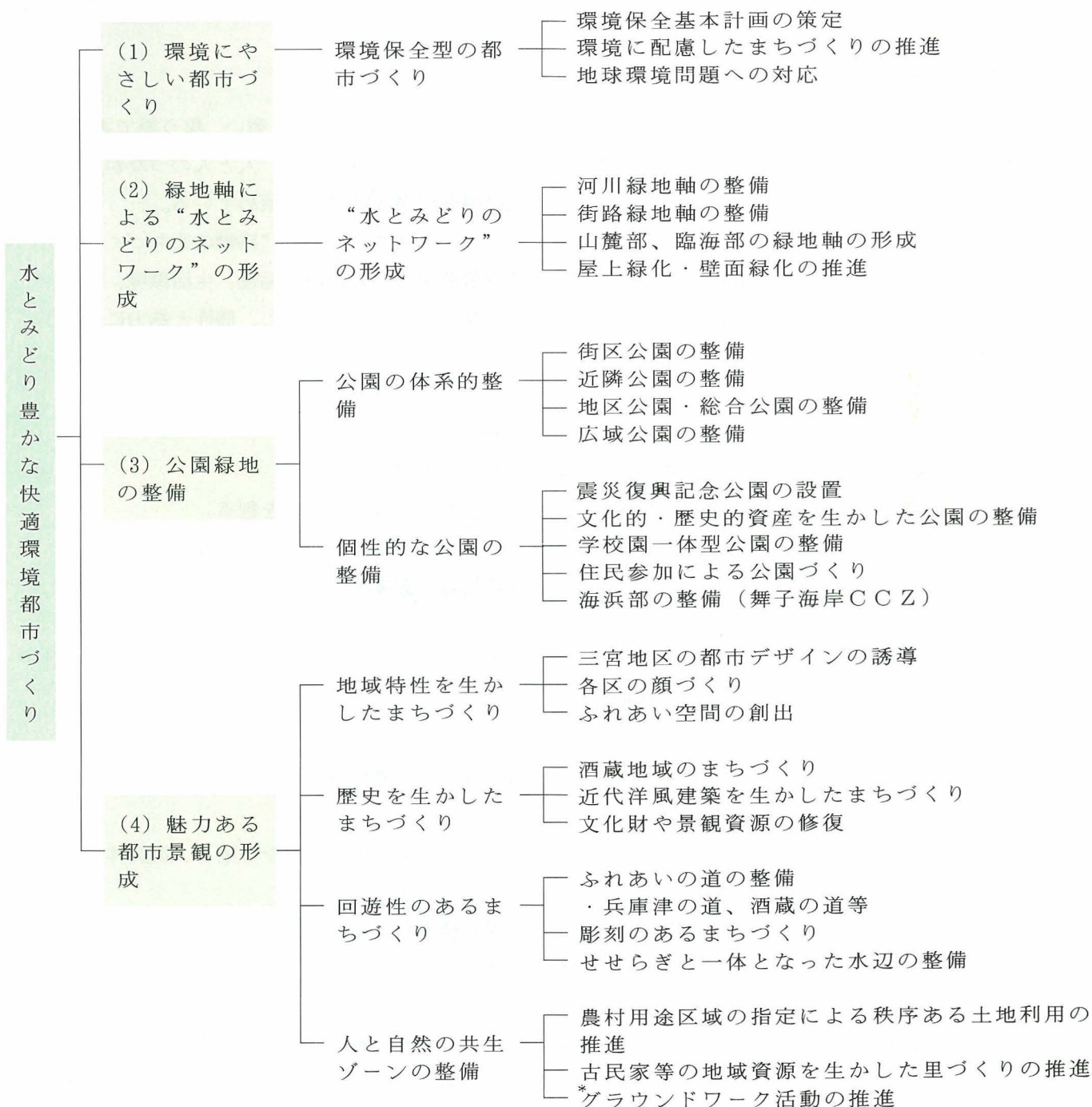
(4) 魅力ある都市景観の形成

神戸らしい都市景観を再生させるため、震災により被害を受けた文化財や景観資源の修復、景観デザイン誘導による街並みの形成、歴史的街区を結び観光資源を回遊する遊歩道の整備、運河・水路等の親水空間化による文化的な地域魅力の創造を図る。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね５年以内に実施する事業
地域特性を生かしたまちづくり	デザイン誘導による地域の顔づくりを行い、地域特性を生かしたまちづくりを進める。	・三宮地区の都市デザイン ・各区の顔づくり ・ふれあい空間の創出
歴史を生かしたまちづくり	歴史的景観資源の保全・活用を図るため、近代洋風建築や酒蔵などの再生のための民間の支援を促進するとともに、文化財や景観資源の修復を進める。	・近代洋風建築を生かしたまちづくり（北野、旧居留地） ・酒蔵地域のまちづくり ・文化財や景観資源の修復
回遊性のあるまちづくり	地域の魅力資源のネットワーク化を図るため、歩きたくなる道づくりを進める。	・ふれあいの道の整備 ・兵庫津の道、酒蔵の道など ・彫刻のあるまちづくり ・彫刻の再生配置 ・せせらぎと一体となった水辺の整備
人と自然の共生ゾーンの整備	農業の振興と併せて、農業地域の自然環境や農村文化等の地域資源を保全・活用し、人と自然が共生し、農村の地域機能が充実した活力ある農村づくりを目指す。	・農村用途区域の指定による秩序ある土地利用の推進 ・古民家等の地域資源を生かした里づくりの推進

施策の体系



第4節 “協働のまちづくり”を推進する

現状と課題

地域社会は個人の生活の実現の場であり、人々がともに住み、働き、学び、憩い、集う場である。震災で生活の場は大きな被害を受けたが、ここで培ってきた人間尊重の精神、人と人のつながり、まちづくりの大切さなどの深い認識のもと、地域社会は復興に向け既に動き始めている。

市民・事業者・市の役割分担のもと、ともに考え、ともに実践するという“協働のまちづくり”を進め、人と人のつながりを基礎に、地域が持つ個性や資源を生かし、地域福祉、生活環境、青少年の健全育成、防犯・防災、生涯学習など、多様な生活課題やニーズに対応し、個性と魅力にあふれる地域社会を創りあげることが求められる。

方針

- (1) 人間尊重のまちづくりを進め、ともに生きる社会を実現する。
- (2) 市民・事業者・市の“協働”のもと、個性と魅力あふれる地域社会を創る。
- (3) ボランティア活動を支援し、そのネットワークづくりを進める。
- (4) 事業者の社会貢献活動を促進し、地域社会への貢献を支援する。

施策

1 ともにつくるふれあいとやさしさの地域社会

(1) 人間尊重のまちづくり

市民一人ひとりが、基本的人権を真に保障され、自由と平等が享受できる民主的な市民社会を作り上げていくために、不断の努力を重ねていく。

また、人権・人間尊重教育のより一層の推進のため、震災体験作文等を募集し、震災体験を後世に伝えていく。

さらに、それぞれの性別、世代、民族、文化などを尊重し、相互に理解するとともに、人と人のつながりをつくり、育む、交流と連携を促進する。

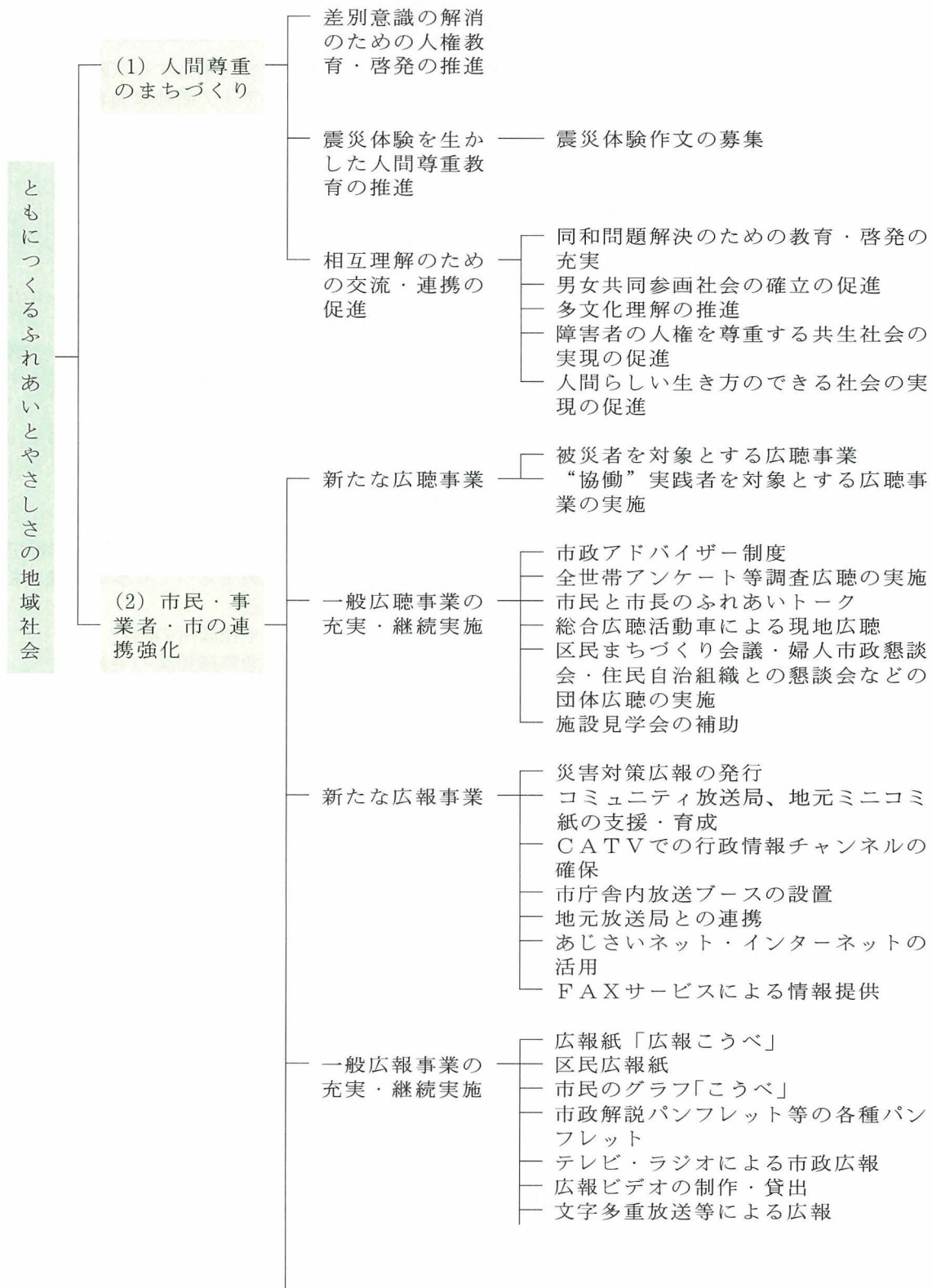
(2) 市民・事業者・市の連携強化

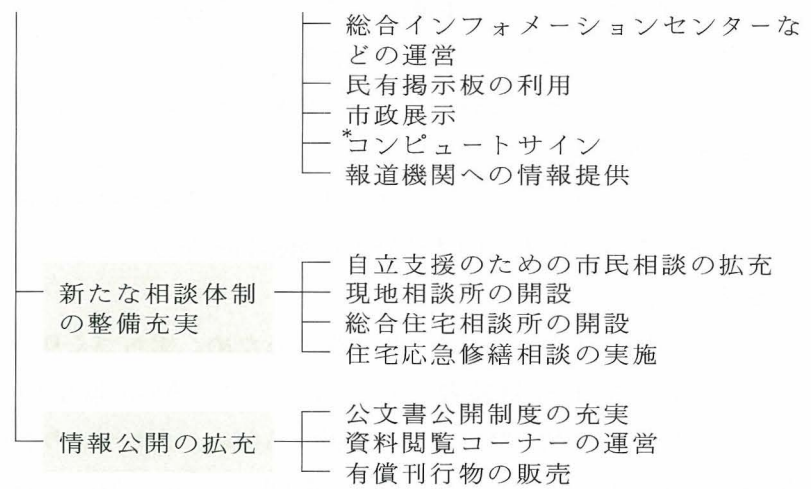
震災復興のまちづくりに向けて、より一層、市民・事業者・市相互の信頼関係を強化していくため、広報・広聴制度のさらなる充実や市民参加の場、情報公開の拡充、また、既存の市政相談システムなどを充実させる。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね５年以内に実施する事業
新たな広聴事業	従来の広聴事業に加え、被災者等に対する広聴事業を新規に展開する。	- 被災者を対象とする広聴事業の実施 - ボランティア活動参加者や自主的活動が盛んな住民組織など、“協働”実践者を対象とする広聴事業の実施
新たな広報事業	従来の広報事業に加え、被災者等に対する広報事業を展開するとともに、平常時から災害時まで機能し得る情報システムを構築する。	- 災害対策広報の発行 - コミュニティ放送局、地元ミニコミ紙の支援・育成 - CATVでの行政情報チャンネルの確保 - 市庁舎内放送ブースの設置（市政情報、災害情報の発信）などによる地元放送局との連携 - あじさいネット、インターネットの活用やFAXサービスによる情報提供
新たな相談体制の整備・充実	震災復興にかかる相談体制を整備する。	- 自立支援のための市民相談の拡充 - 震災復興まちづくり事業の現地相談所の開設 - 総合住宅相談所の開設 - 住宅応急修繕相談の実施

施策の体系





2 個性と魅力あふれる地域社会づくり

(1) 市民・事業者・市による協働のまちづくりの推進

市民・事業者・市が、それぞれの役割を自覚し、ともに考え、ともに実践する“協働”のまちづくりを進め、個性と魅力あふれる地域社会を創造するため、地域における生活課題や住民の価値観の多様性に応じた組織づくりを促進するとともに、研修・講習会などの開催などにより、地域のリーダーやコーディネーターとなり得る人材を発掘・養成する。併せて、まちづくりに実績のあった個人や団体に対する顕彰制度を設けることにより、まちづくりに対する意識を醸成する。

また、市民主体のまちづくりを支援するため、まちづくりセンターの機能を総合的に強化するとともに、専門家、経験者、コーディネーター等の派遣などの技術的支援制度の強化を図る。さらに、民間非営利組織の活動を支援するため、まちづくり助成やまちづくりファンドなどの財政的支援制度を検討するとともに、組織間の交流・連携や当該組織の公益法人化を促進する。施設面においては、既存施設の活用等により、各生活圏に即した複合的機能を有する活動拠点の整備を図るとともに、地域集会施設の整備を促進する。

さらに、市民が安心できる日常生活を送れるよう、防災・保健・医療・福祉などの連携による「安心ネットワーク」を構築する。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
安心ネットワークの構築	市民が安心できる日常生活を送れるよう、防災・保健・医療・福祉などの各機関が連携し、ネットワークを構築する。	・区民防災会議の開催 ・地域レベルで安心コミュニティを指定しモデル事業を展開 ・防災の集いの開催 ・生活圏に応じた防災訓練実施
まちづくり活動支援	震災復興のまちづくりの機運が高まっている地域住民団体や民間非営利組織（NPO）等の活動を支援するため、新たなまちづくり活動に対する支援制度等を検討する。	・まちづくり協議会の活動・結成支援 ・自主防災組織の再構築 ・まちづくりを考えるワークショップ[*]の開催 ・まちづくりファンドの検討[*] ・コミュニティ財団の設立検討
地域福祉活動の展開	震災により地域において多様な援助が必要であり、各種の地域活動団体の活動が積極的に展開できるよう支援する。	・ふれあいのまちづくり事業の推進 ・民生委員児童委員活動の推進 ・復興基金によるふれあいセンターの設置・運営[*] ・ふれあい推進員制度の創設 ・防災福祉コミュニティの形成

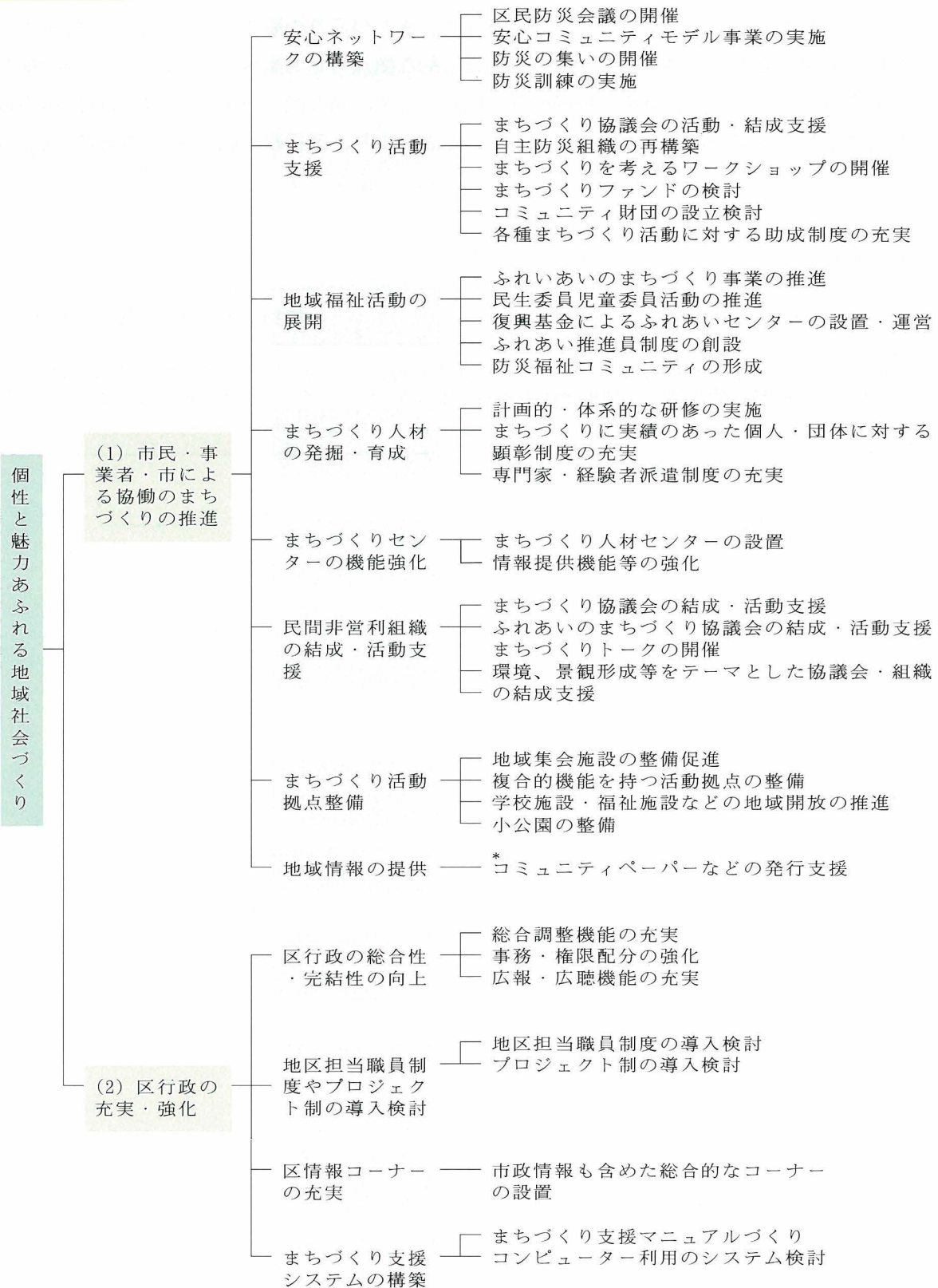
(2) 区行政の充実・強化

市民に最も身近な市政の窓口である区行政を、まちづくりの原点として、また、行政需要を把握する拠点として、さらには地域行政の総合的な拠点として発展させるため、総合調整機能を充実させるとともに、事務・権限配分の強化や広報広聴機能の充実、さらには地区担当職員制度やプロジェクト制の導入を検討することなどにより、区行政の総合性と完結性を向上させる。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね 5 年以内に実施する事業
*プロジェクト制 ・*地区担当職員制度	一定の地域のまちづくりに関する総合的な窓口・調整機能を担う体制を検討する。	・地区担当職員制度の導入検討 ・プロジェクト制の導入検討

施策の体系



3 自主性と創造性あふれるボランティア活動の振興

(1) ボランティアの活動支援

自律的、自発的な活動を行っている民間国際協力団体（N G O）やボランティア団体との対等なパートナーシップを強化するとともに、市民の中に自律的なボランティア運動が形成されるための相互啓発、運動形成能力の増大など、財政面を含め、条件整備のための支援を実施する。

また、地域におけるボランティアの活動を支援するため、ボランティアの研修、交流、情報提供の場となるボランティアセンターを各区に設置する。

さらに、ボランティアセンターの調整機能を強化するとともに、ボランティア休暇、ボランティア保険、社会的評価制度等の支援制度を整備することにより、活動しやすい環境を作る。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
区社協でのボランティアセンターの設置・運営	災害時にも対応できるようボランティアの受入や調整の窓口となり、情報提供・交流の場としてセンターを整備する。	・ボランティアセンターの各区整備（計9カ所）
ボランティア研修の実施	震災ボランティア活動を継承していくため、ボランテアリーダー研修や*コーディネーター研修を実施し、ボランティアセンターに対する支援を行う。	・市民福祉大学での研修
ボランティア基金の運用	自律的なボランティア活動を財政的に支援するため、ボランティア基金の拡充等を図る。	・ボランティア基金の運用や復興基金等による団体に対する助成

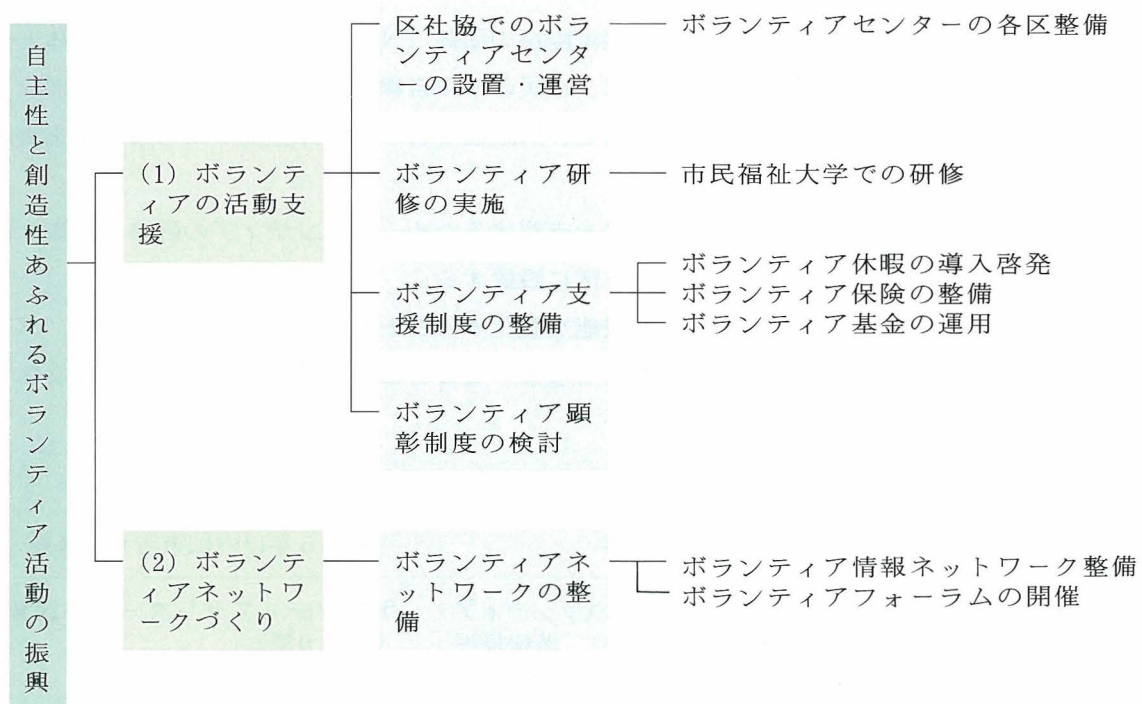
(2) ボランティアネットワークづくり

個人や団体ボランティアなど、ボランティア相互間やボランティア、専門家、そして各種行政機関を結ぶネットワークを構築する。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
ボランティアネットワークの整備	平常時から災害時にいたるまでボランティア相互及び各種行政機関等を結ぶ情報ネットワークを整備する。	・ボランティア情報ネットワーク整備 ・ボランティアフォーラムの開催

施策の体系



4 事業者の自発的で意欲的な地域活動の促進

(1) 事業者の自発的な地域活動参加

地域の事業者や経済団体等の、自治会活動などの地域活動への参画を促進するとともに、経営者・従業員の地域意識や社会貢献意識を高揚する施策を検討する。

また、災害時には、各地域団体や行政機関と有機的な連携をとり、円滑な防災活動が可能となるよう、平常時から防災訓練をはじめとした交流・連携を進める。

さらに事業者の社会的貢献活動を促進するため、当該活動に対する顕彰制度を整備するとともに、事業者と市との協調支援制度を導入する。また、関係機関に対し、事業者の社会的貢献活動としての各種公益団体への寄付金に対する税制の優遇措置の拡大を要請する。

主な施策

施策名	目的及び内容	概ね5年以内に実施する事業
防災訓練等の共同実施	災害時、緊急時の事業者との協力体制を構築するため、事業者地域団体、各種行政機関において、相互の交流・連携を進める。	・事業者と共同した防災訓練の実施

施策の体系

